

平成30年第3回東大和市議会定例会会議録第17号

平成30年9月6日（木曜日）

出席議員（20名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 森田真一君 | 2番 | 尾崎利一君 |
| 3番 | 上林真佐恵君 | 4番 | 実川圭子君 |
| 5番 | 二宮由子君 | 6番 | 大后治雄君 |
| 7番 | 関田貢君 | 8番 | 中村庄一郎君 |
| 9番 | 和地仁美君 | 10番 | 根岸聡彦君 |
| 11番 | 押本修君 | 12番 | 蜂須賀千雅君 |
| 13番 | 関田正民君 | 16番 | 佐竹康彦君 |
| 17番 | 荒幡伸一君 | 18番 | 中間建二君 |
| 19番 | 東口正美君 | 20番 | 木戸岡秀彦君 |
| 21番 | 床鍋義博君 | 22番 | 中野志乃夫君 |

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

| | | | |
|------|------|-------|-------|
| 事務局長 | 鈴木尚君 | 事務局次長 | 並木俊則君 |
| 議事係長 | 尾崎潔君 | 主任 | 高石健太君 |

出席説明員（35名）

| | | | |
|---------------|-------|-----------|-------|
| 市長 | 尾崎保夫君 | 副市長 | 小島昇公君 |
| 教育長 | 真如昌美君 | 企画財政部長 | 田代雄己君 |
| 総務部長 | 阿部晴彦君 | 総務部参事 | 東栄一君 |
| 市民部長 | 村上敏彰君 | 子育て支援部長 | 吉沢寿子君 |
| 福祉部長 | 田口茂夫君 | 福祉部参事 | 伊野宮崇君 |
| 環境部長 | 松本幹男君 | 都市建設部長 | 直井亨君 |
| 学校教育部長 | 田村美砂君 | 学校教育部参事 | 佐藤洋士君 |
| 社会教育部長 | 小俣学君 | 企画財政部副参事 | 星野宏徳君 |
| 公共施設等マネジメント課長 | 遠藤和夫君 | 保険年金課長 | 越中洋君 |
| 市民部副参事 | 岩野秀夫君 | 納税課長 | 中野哲也君 |
| 子育て支援課長 | 鈴木礼子君 | 子育て支援部副参事 | 榎本豊君 |

保 育 課 長 関 田 孝 志 君
青 少 年 課 長 新 海 隆 弘 君
福 祉 部 副 参 事 原 里 美 君
健 康 課 長 志 村 明 子 君
土 木 課 長 寺 島 由 紀 夫 君
教 育 総 務 課 長 石 川 博 隆 君
社 会 教 育 課 長 佐 伯 芳 幸 君

子 育 て 支 援 部 梶 川 義 夫 君
副 参 事
福 祉 推 進 課 長 嶋 田 淳 君
障 害 福 祉 課 長 小 川 則 之 君
都 市 計 画 課 長 神 山 尚 君
建 築 課 長 中 橋 健 君
給 食 課 長 斎 藤 謙 二 郎 君

議 事 日 程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時29分 開議

○議長（押本 修君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（押本 修君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 木戸岡 秀彦 君

○議長（押本 修君） 昨日に引き続き、20番、木戸岡秀彦議員の一般質問を行います。

○20番（木戸岡秀彦君） おはようございます。昨日に続きまして、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、本日未明、北海道で震度6強の地震が発生をいたしました。現在土砂崩れ、全道で停電が起きております。改めてお見舞いを申し上げたいと思います。

震災はいつ起きるかわかりません。またきょう、またあす起きる可能性もあります。改めて安全対策の重要性を実感いたします。

そこで、3番目として、通学路の安全対策についてお伺いをしたいと思います。

①ブロック塀の危険箇所への改善経過と今後の対策についてでありますけれども、改善3カ所の状況ですけれども、第五小学校のブロック塀を撤去し、今後は目隠しし、フェンスを設置するということですが、時期についてお伺いをいたします。

○建築課長（中橋 健君） 第五小学校のプールのブロック塀につきましては、撤去済みであることから、今年度プールの授業が終了いたしましたら設置に向けて準備をしていきたいと考えておりますが、ただ、現在国ではブロック塀等の安全対策にかかわる今後の支援の措置、また検討、調整を進めておりますことから、今後の補助金等の動向、こちらに注視し、工事の時期を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） わかりました。よろしくお伺いをしたいと思います。

2点目は、第八小学校の件ですけれども、応急対策でブロック塀に近づかないということですが、これに関しては、今後撤去はしないのか、また今後の対策はどのようにするのかお伺いをいたします。

○学校教育部長（田村美砂君） 今回のブロック塀等の安全点検後の撤去などの対応は、まず道路に面している箇所ですとか、児童・生徒が授業等で直接使用する箇所などを優先的に対応をさせていただいております。

こちらのブロック塀につきましては、第八小学校の中のビオトープと旧第二学校給食センターの境界にある場所でございます。現在旧第二学校給食センターは廃場となっておりますことから、施錠がされておりますし、人の出入りもない状態でございます。また第八小学校の校庭からビオトープへは、施錠により立ち入りができないようになっておまして、また張り紙などでお子さんに立ち入らないことも表示をしております。そのようなことから、今回は撤去のほうは行っておりません。またそちらの施錠などの状況につきましては、定期的な状況確認も行っているところでございます。

今後、旧第二学校給食センターの活用などの方針とあわせ見ながら、ブロック塀の撤去の方策についても、今後検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） よろしくお伺いをしたいと思います。

これに関しては、起きてから注意喚起を今しておりますけれども、期間がたつとまた忘れてしまって、また子供が興味本位に近づいてしまうケースもありますので、ぜひ注意喚起を定期的に行っていただきたいと思えます。

それと、3点目の第九小学校ですけれども、基準に適合しているということなので、これは改善はしないということでしょうか。

○建築課長（中橋 健君） 今のところ、改修の予定はございません。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） わかりました。

続きまして、教育長の答弁で、その他老朽化や亀裂損傷のブロック塀や万年塀が発見されたということですが、これに関してはどこになるのでしょうか。また対策についてお伺いをいたします。

○建築課長（中橋 健君） 万年塀につきましては、第一中学校及び第二中学校でございます。こちらは民地との境界等でございますので、今後境界等、そういった確定のしなければいけない事務もございますので、そういったところも含めて改修時期等も検討してまいりたいと考えております。

それから、劣化損傷のブロックにつきましては、小中学校ですけれども、学校の周囲に下ブロック数段積んだ上に、ネットフェンス等を設置しておりますが、そういったところも含めて、やはり老朽化ということで劣化損傷しておりますので、こういったところは危険なところは応急措置はしておりますが、今後大規模な改修等、そういった時期も考慮しながら改修していきたいと考えております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） わかりました。

これ以外に関しては、また後ほど触れたいと思えますけれども、次に、②の市道704号線、705号線、712号線、715号線の安全対策についてでありますけれども、まず最初に、市道704号線、705号線沿いの旧カシオ側以前から通学路でもありまして、塀があるため見通しが悪く、交通事故も多発している箇所でもあります。特に704号線沿いですけれども、一部のブロックの下の部分が、これは劣化なのか割れております。これに関しては、非常に危険性を感じております。周囲を見通せるような改善など早急な対応が必要だと思えますけれども、御答弁では安全性については現在調査中ということですが、もう少し詳細がわかれば教えていただけますでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 今の704号線、705号線の関連で、カシオ計算機さんが所有しているブロック塀等の件でございますけれども、8月20日ごろ、私どものところではない違う所管部のほうで問い合わせをさせていただきましたしまして、私のほうから8月30日にもう一度電話をさせていただきましたけれども、基本的に現状につきましては、以前から把握しているというふうに担当者のほうがおっしゃっておりました。7月上旬から設備業者等対応を検討しているということで、現時点でどのような対応になるか決まっていらないが、なるべく早く対応したいと、対応内容が決まった場合については、市にも報告してもらおうという話になっておまして、8月30日に聞いた段階では、まだ内容については決まっていらないと、そういう状況でございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） これに関しては、ちょうどいいといいますか、先ほど言いました、見通しが悪くてちょうど704、705号線に関しては本当に事故が多くなっております。劣化とともに、ただブロック塀を新しくするのではなくて、できればフェンスで見えるようにするとか、鋭意そういった要望を出していただきたいと

思います。やはりあの近辺は特に小学生がかなり多く通学をしているところですので、ぜひその要望をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、市道712号線、715号線の森永乳業の東側の高い塀がありますけれども、これは安全性が確保しているのかということで、心配であるというお声を聞いておりますけれども、ぜひ調査をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 次は、森永乳業さんが所有している塀の関係でございます。こちらにつきましても、8月23日に担当者のほうに、その状況についての確認について連絡差し上げました。そのときには、先ほどのカシオさんと同じように、大阪北部地震の状況を踏まえまして、現在設備事業者に調査依頼中ということで、必要があれば対策を講じていく予定がありますというお話がありました。

その次に、8月30日に同じ担当者の方から御連絡がありまして、設備業者の調査が終了し、対策が講じるような問題はなかったという報告を受けたところでございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） わかりました。ありがとうございました。

今回、私、704・705・712・715号線の話をしましたけれども、市内にはそれに類するようなところもあるかもしれませんので、ぜひ今後点検の際にはチェックをしていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

3番目、その他の通学路における交通安全対策が必要な箇所についてでありますけれども、教育長の答弁でもありましたけれども、毎年夏休み期間中、5者による合同点検の状況について、合同点検を行っているということですが、これに関しては、今回安全点検で安全対策が必要な箇所があったのかどうか、それについて伺うとともに、これに関しては必ずここはチェックするかチェック項目というのは定められているのか、お伺いをしたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 今回の7月23日から27日まで通学路の合同点検を実施しました。その中で要望箇所数は10校で41カ所ございました。そのような中で、どのような要望が出ていたかと申し上げますと、車両がスピードを出して危険ということで、立て看板の設置について28枚設置することになりました。また横断幕についても、警察署のほうで2枚設置することになってございます。また信号機の改良や新たな設置要望がございましたが、こちらは警察署のほうでちょっと設置は難しいということで、そのかわりに立て看板の設置をしたり、例えば向原郵便局の前につきましても、信号機設置という御要望でございましたが、設置指針に該当しないので設置はできないということですが、交差点内を赤く塗装し強調するというような、そういうような対策をとってございます。

また、路面の区画線が薄くなっている箇所が10校の中で8カ所ございまして、そこの塗り直しを行ってございます。また児童が横断歩道のない場所を横断するため、横断歩道の設置要望ということで2カ所ございましたが、設置が難しいということで路面の区画線や立て看板で対応しているというようなところでございます。主なところでは、そのような状況でございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） チェック項目というのは、何か定められているのでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） チェック項目ということでございますが、事前に学校また保護者のほうで現地を確認しまして、その中でここは何か対策をしなければならぬというもの事前に道路管理者や警察のほうに

教えていただきまして、そして当日対応するというような、そういうような状況になってございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) わかりました。ありがとうございます。

今回ブロック塀を中心にこういうお話をさせていただいておりますけれども、やはり豪雨だとかさまざまな災害によって心配なのは樹木ですね、樹木の倒壊が今回2カ所あったということですが、やはり老朽化している樹木など、ぜひそれも含めて点検をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

やはりここ数年、想定外と思われる災害事故が多発しております。ことしは例年にもまして異常な暑さが続いております。豪雨や異常な暑さの影響により、ブロック塀や道路などの早期の劣化、また想定外のことが起きる可能性もありますので、今後とも安全対策を強化して定期的な点検をよろしくお願ひをしたいと思ひます。

以上で3点目の質問は終了いたします。

続きまして、4点目の学校の適正規模についてお伺ひをしたいと思ひます。

①として、学区ごとの学級の格差について、学校及び学級の適正人数についてですけれども、地域ごとに格差が生じていることに対してどのようにしていくのか、学区の見直しなどの検討はしたことがあるのかをお伺ひをしたいと思ひます。

○教育総務課長(石川博隆君) 現在の小学校10校及び中学校5校の体制になってから、最近の主な通学区域の変更といたしましては、平成18年度から都市計画道路3・3・30号線の開通に伴いまして、第九小学校と第七小学校の通学区域の一部を変更したという経緯がございます。そのほか平成13年度から15年度までの東大和市学校規模等適正化審議会及び平成22年度から24年度に行いました東大和市学校規模等のあり方検討委員会におきまして、学区を含みさまざまな検討が行われておりますが、平成21年度から設けられました第八小学校の通学区域の一部で、希望すれば第十小学校への通学も可能となる、いわゆる調整区域を設置したことのほかは、特段大幅な見直しは今実施されていないというところでございます。

以上です。

○20番(木戸岡秀彦君) 調整区域ということがありましたけれども、調整区域に対して具体的に説明をお願ひしたいと思います。

○教育総務課長(石川博隆君) こちらは、第八小学校の通学区域、もともと通学区域なんですけれども、第八小学校をそのまま通学されますと教室数が不足になる可能性があるということで、桜が丘2丁目の一部におきまして、希望すれば第十小学校にも通学が可能となるという形の区域を平成21年の10月1日から設置しているというところでございます。

以上です。

○20番(木戸岡秀彦君) この調整区域に関しては、今後も引き続き続けていくのかどうかお伺ひします。

○教育総務課長(石川博隆君) 当初の目的は、第八小学校に児童さんが集中して、そちらの教室が不足するという心配がございましたので、このような措置を設けましたけれども、平成26年度から第八小学校の校舎の増築が供用されてございます。そういったこともろもろございまして、当初の目的が終了したということになりますので、さらに第十小学校のほうに最近では通学される児童の数がふえてございますので、来年の4月から通常の調整区域を解消した形で、本来の通学区域に戻すという形で今準備を進めてまいります。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） わかりました。

次に、第十小学校の件がありますので、その前に森永のちょうど西側に、今マンションが建設をされております。私もちょっと第十小学校の区域だと思っておりましたら第八小学校ということで、やはりマンションが建つとかなりのファミリー層が来て、人数はどのぐらい来るかというのは予想はつきませんが、やはりそういった場合、八小がまたふえると思いますけれども、これに対して対応はできるのでしょうか。

○教育総務課長（石川博隆君） 今建築中のマンションにつきましては、二百何所帯というふうな形で聞いてございますけれども、そこからどれぐらいの児童さんが通学されるかというのは、ちょっとまだこれから検討しなきゃいけないと思いますけれども、八小の教室数等につきましては、今の現段階でおきましたら十分対応は可能であるというふうに考えてございます。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） わかりました。ありがとうございます。

続きまして、②の第十小学校の児童数増加の現状と今後の対応についてでありますけれども、教育長の御答弁では、特別教室を普通教室として活用するという方向ということですが、現状の特別教室はどうなるのか、これに関しては必要ではないのかお伺いをしたいと思います。

○教育総務課長（石川博隆君） 来年度以降、普通教室の確保を今第十小学校と調整している中におきましては、特別教室を普通教室に転用するというところで考慮しているところでございます。

今現在、具体的に対象になっているのが算数の習熟度別の教室等でございますけれども、こちら曜日が重ならないほかの特別教室と共同で使用するという形の調整が可能となっているところでございます。とはいっても、特別教室は学校にとって必要な教室でございますので、学校の工夫でそこをうまく活用していただいて、なおかつ普通教室の確保を調整しているところでございます。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） 教室がふえるということは、もうその教室は常に定期的に使うということですので、じゃ、調整はつくということでしょうか。

結構です。わかりました。

続きまして、平成25年3月に、先ほどもお話ありましたが、東大和市学校規模等のあり方検討会が報告された内容から、当初の学校の適正規模、適正配置等の方針で、35人学級の今後の動向等により、第八小学校及び第十小学校間で通学区域の変更を調整するとともに、第十小学校の校舎増築を検討するとありますけれども、現状の認識をお伺いいたします。

○学校教育部長（田村美砂君） 今議員からもお話がありました、平成25年3月に東大和市学校規模等のあり方検討委員会から東大和市小・中学校の適正規模及び適正配置等のあり方報告書が提出されました。それに基づきまして、教育委員会で策定いたしました東大和市立学校の適正規模及び適正配置等の方針におきましては、当面の課題への対策といたしまして、35人学級の今後の動向等により、第十小学校の普通教室の不足における校舎の増築を検討するとの記載がございます。

しかしながら、現在までにおいて増築等について具体的な検討につきましては、まだ至っていないのが現状でございます。

現時点では、新たに市で策定いたしました東大和市公共施設等総合管理計画や東大和市公共施設等マネジメ

ント行動計画を踏まえた上で、今後は総合的、長期的な視野に立った検討が必要だと改めて認識しているところでございます。

以上です。

○20番(木戸岡秀彦君) ありがとうございます。

ちょっと心配をしているのは、第十小学校、ことしは新1年生が125名、来年は135名になるのではないかと
いうことでお聞きしているんですけども、今後まだふえる見込みがあるのかどうか、それによって教室の整
備等はどうなっていくのか、これについてお伺いをしたいと思います。

○教育総務課長(石川博隆君) 第八小学校、第十小学校の今後の児童数、主に第十小学校でございますが、来
年、再来年、あと現在の推計でいきますと、二、三年は増加の可能性があるというふうに思いますが、またそ
こを境に徐々に減少に転じるというふうな見込みを現在では立てているところでございます。

以上です。

○20番(木戸岡秀彦君) ことし、来年ですか、ふえるようであれば、やっぱりしっかりとした整備を、増築
といわないまでも、しっかりとした整備をしていただきたいと思いますので、よろしくお伺いをしたいと思
います。

続きまして、これは逆になりますけれども、③学校の統廃合の必要性についてでありますけれども、児童・
生徒数の推計を詳細に行い、近隣他市の先行事例も参考にしながら、適正な規模、配置を検討していくとい
う答弁がございました。学校の適正規模、適正配置等の方針では、児童数が大きく減少する場合には、統廃合を
含めて改めて検討するとありますけれども、この点に関して現状の考えをお伺いしたいと思います。

○学校教育部長(田村美砂君) 平成25年3月の先ほどから申し上げております、東大和市立小・中学校の適正
規模及び適正配置等のあり方についての報告書に記載しております児童・生徒の推計は、5年経過した現在と
比較してみますと、小学生で約500人、中学生で約100人、合計でおよそ600人下回っているのが、今の現状で
ございます。

また一方、市内の小中学校は、その全てが建築後40年以上経過しておりまして、耐震化は完了はしておりま
すけれども、老朽化は年々進んでおりまして、将来、その建て替えや大規模な改修等、さまざまな検討を行う
必要がございます。

このような状況を勘案しまして、先ほどの東大和市公共施設等総合管理計画や東大和市公共施設等マネジメ
ント行動計画も踏まえつつ、学校の統廃合も視野に入れた中で、東大和市における学校の適正規模、適正配置
について、教育委員会を含め、市全体で検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) この統廃合については、やはり当然慎重に行わないといけないと思いますので、さ
まざまな推移、状況を見まして、できれば、今後先々、人口減少が進む中で、当然統廃合した学校も全国で幾
つもあるわけですから、それも参考にぜひしていただきたいと思いますので、よろしくお伺いをしたいと思
います。

最後、5点目です。小中学校の教員の業務負担軽減についてお伺いをしたいと思います。

今回、教員の業務負担軽減について私が取り上げたのは、複数の教員から、業務負担が多くなり時間内には
到底終わらず、自宅に持ち帰り休日も仕事をせざるを得ないということで、改善してほしいという御相談を
お受けしました。小学校は英語の授業がふえ、道徳の評価所見が新たに加わりました。支援が必要な児童が多

くなっているというのも現状であります。学ぶ内容がふえ、現場は限界との指摘もされております。学校によっては、授業時間を確保するため運動会の短縮、学芸会の中止、土曜授業の実施などの取り組みを開始しているところもあります。これでいいのかと疑問に私は思います。

現在、教員の業務負担を軽減を図るためにどのような取り組みをしているのか、お伺いをしたいと思います。

○**学校教育部参事（佐藤洋土君）** 教員の業務負担を軽減を図るための取り組みということについてでございますが、既に御案内のとおり、これまでにはタイムレコーダーの設置、また夏休み期間における学校閉庁日の設定、学校ごとに定時退庁日の設定などに取り組んできているところでございます。特にタイムレコーダーの記録を振り返ることで、教員自身や管理職が勤務状況を具体的に把握することができ、意識の改革につながり始めると学校からの報告は受けています。

今後、働き方改革を計画して、できる取り組みから確実に実施していくことで、さらなる業務軽減、業務改善を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○**20番（木戸岡秀彦君）** 今、現状6名ほどの教員から話を聞きましたけれども、言葉では言っているけれども、なかなか実現は状況は難しいということをお聞きしております。

後ほど、スクールサポートスタッフの件もお聞きしますが、教員の業務負担を軽減するためにさまざまな取り組みをしていると思うんですけれども、それについて具体的に教えていただきたいと思います。

○**学校教育部参事（佐藤洋土君）** 業務負担軽減を図るための具体的な取り組みということで、さらに申し上げさせていただきますと、学校への人材派遣というところで、業務負担軽減を図っている取り組みがございます。例えば教育ボランティア、あるいはスクールカウンセラー、ALT、あるいはティームティーチャー、学習支援員等、複数の人材を学校に派遣をし、児童・生徒の学力向上を含む健全育成を図るための取り組みではございますが、その結果として教員の業務負担軽減にもつながっていると、そんな認識を持ってございます。

○**20番（木戸岡秀彦君）** わかりました。さまざま業務負担軽減について取り組んでいるというのはわかりました。

続いてのスクールサポートスタッフの現状の取り組みについてでありますけれども、スクールサポートスタッフを配置することによって、教員の業務補助を効果的に進めていると、またその結果、教員が本来大切にすべき子供と向き合う時間が確保され、効果が生まれているという御答弁でありましたけれども、これは補正予算でもお話をいただいた御答弁でも、10月よりスクールサポートスタッフが一小、四小、六小の3校、一中、四中、五中、3校に配置するということですが、これに関して選定基準はどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○**学校教育部参事（佐藤洋土君）** スクールサポートスタッフの選定基準ということにつきましては、まず学校からの希望に基づきまして、本市教育委員会を通じて東京都教育委員会に申請をさせていただきます。選定につきましては、東京都教育委員会が選定をした結果が今回の6校ということになってございます。

以上です。

○**20番（木戸岡秀彦君）** 他の9校は申請しなかったということなんでしょうか。これに関して、教育委員会のほうを含めて申請しなかった要因というのは、どのように感じておるんでしょうか。

○**学校教育部参事（佐藤洋土君）** 今回、申請をしなかった学校がございまして、こちらの学校につきましては、例えば、現在スクールサポートスタッフの人選について、まず学校で見つけていただきたいということでお願

いをしている現状がございます。その結果、学校によっては人材確保の見通しが立たないというふうなところで本年度について見送ったという経緯がございます。また他校における導入のこの成果、課題を見きわめた上で自校への導入について判断したいと、そんなふうな学校もあると想定をしております。

以上です。

○20番(木戸岡秀彦君) 今回の申請しなかった学校の……実は教員から、スクールサポートスタッフの必要性を相談されました。今回申請しなかった学校でも、これは必要性は必ずあると思われるんですけども、これに関しては教員へのヒアリングを行っているのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○学校教育部参事(佐藤洋士君) 必要性について学校としてどのような判断があったかということだろうと思っておりますけれども、教員のまず勤務状況を判断した上で、校長が最終的な判断をする、これがまず大原則かなというふうに考えてございます。

その決断をする上で、校長、副校長含めて中核となる教員とでこの申請について検討するケース、または教職員全体に投げかけて検討するケースと、学校によって差異があるものと認識しております。

以上です。

○20番(木戸岡秀彦君) 教員に対しては業務負担が多いということで、児童・生徒に接する時間が少なくコミュニケーション不足になっているのではないかなということが懸念をされます。ぜひ全校にスクールサポートスタッフを配置して、教員が働きやすい教育ができるように望みますけれども、御答弁では全校にサポートスタッフを設置していきたいという旨の御答弁がありましたけれども、再度お伺いをしたいと思います。

○学校教育部参事(佐藤洋士君) 学校の業務負担軽減を図る上で、スクールサポートスタッフはとても有効な手段であると、そんなふうに教育委員会としては認識をしておりますので、ぜひ全校に配置できるように努めてまいりたいと思っておりますが、この財源につきましては、補助金の活用ということになってございますので、東京都の状況等を踏まえながら、注視しながら前向きに取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○20番(木戸岡秀彦君) このスクールサポートスタッフですけども、当然学校の校長とか、さまざまな教員の人脈にもよると思うんですけども、やはりなかなか人脈が少ないところは、必要でもサポートスタッフの配置ができないということが、私ちょっと懸念をされるんですけども、これに関しては教育委員会のほうから紹介をするとか、何かそういった情報を仕入れて提供するということはないのでしょうか。

○学校教育部参事(佐藤洋士君) 人材の紹介についてでありますけれども、現時点では学校でこの人材については探していただくということでスタートを切っております。しかしながら人材が仮に見つからなかった場合につきましては、市で募集をかけているような人材の中から紹介することも、今後検討をしていく必要はあるかと考えてございます。

以上です。

○20番(木戸岡秀彦君) ぜひそれはお願いしたいと思います。

学校によってかなり格差が出て困ると思いますので、よろしくお伺いをしたいと思います。

続いて、その教員の通級のことについてお聞きしたいんですけども、通級の先生の負担が多いという声を聞いております。特に私の地域に住むマンション群はかなり児童も多いわけですけども、特にグループ分けをしている学校において、十小、八小、二小がグループになっておりますけれども、この3校は生徒数が多く、対応ができないという話を教員の方からお聞きしました。この通級グループに対しては、先生の数はどのよう

になっているのか、また生徒数が多いグループには教員をふやすことができないのか、お伺いをしたいと思います。

○**学校教育部参事（佐藤洋土君）** 通級の教員のまず人数についてでございますが、年度末の児童数に応じて学級数が決められますので、市全体での児童数に対しての通級、小学校ですと特別支援教室の教員の人数が東京都から配置をさせていただきます。その配置された人数に基づいて、各グループごとの児童数に応じて教員の配置をさせていただいているという現状がございます。

本年度につきましては、小学校の特別支援教室については3つのグループがございますが、各グループごと児童数に大きな差異がございませんので、各学校5人ずつの配置となっておりました。

以上です。

○**20番（木戸岡秀彦君）** これに関しては、もし生徒数がグループごとにふえてきた場合は、教員の増員というのも考えられるのでしょうか。

○**学校教育部参事（佐藤洋土君）** 教員の人数につきましては、年度末の配置された人数で、その後児童数がふえた場合にも増員することができないという仕組みになってございます。

以上です。

○**20番（木戸岡秀彦君）** わかりました。

今支援が必要な児童・生徒がふえてきている中で、そういった意味でも、ぜひそういった教員の増員ができればと思いますので、これに関しては他市の事例等で、そういうケースは基本的に現段階ではないと思いますけれども、調査をしていただきたいと思いますので、よろしくお伺いをしたいと思います。

最後に、さまざま教育現場についてお話をさせていただきましたけれども、教育長からの所見を伺いたいと思います。

○**教育長（真如昌美君）** 教員の長時間労働や過ぎた業務負担につきましては、今や看過できない状況にあると受けとめております。常態化した教員の長時間労働や過ぎた業務負担を改善するためには、学校関係者のみならず、保護者を含む社会全体の理解を得ながら、全ての関係者が一体となって継続的に取り組みを進めていく必要があるとも考えております。東大和市教育委員会におきましては、本年度、校長会と働き方改革の課題についてともに検討し合う中で、夏季休業期間中に連続5日間の学校閉庁日を定め、実施したところであります。

教員の長時間労働は、心身の健康やライフワークバランスの問題はもちろんのこと、教員の研修、研究、指導力の向上にも直接結びつく大きな課題であります。

東大和市教育委員会では、教員一人一人の在校時間や勤務の状況を分析する中で、今後市長部局の協力もいただきながら、これからも働き方改革プランの作成や効率よく働ける環境整備などに努め、あわせて児童・生徒の教育の質の向上に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○**20番（木戸岡秀彦君）** 御答弁ありがとうございました。

ぜひ文科省でも訴えておりますように、児童・生徒に真に必要な総合的な指導を持続的に行う状況をつくり出していかれることを望み、私の一般質問を終わります。

御答弁ありがとうございました。

○**議長（押本 修君）** 以上で、木戸岡秀彦議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 中 野 志 乃 夫 君

○議長（押本 修君） 次に、22番、中野志乃夫議員を指名いたします。

〔22番 中野志乃夫君 登壇〕

○22番（中野志乃夫君） おはようございます。本定例会において通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

東大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略、いわゆる総合戦略について伺います。

1、総合戦略の約3年間の実績をどのように評価しているのかということであります。

2番目として、総合戦略を策定する際のもととなった、東大和人口ビジョンのV 人口の将来展望の中にある、3 目指すべき将来の方向、具体的には、日本一子育てしやすいまちをめざす、東大和市の魅力を高めて、転入を促進し、転出を抑制する、3 健康寿命を延伸する、4番目として、生涯住み続けられるまちにする、という方向と都営向原団地創出用地での東大和市の対応というのはうまく合致しているのか。その点についてお伺いいたします。

③として、総合戦略の基本目標1 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるに対する具体的対応策として、どのようなことを行っているのか教えていただきたいと思います。

④として、総合戦略の基本目標2 しごとをつくり、安心して働ける環境をつくる点では、具体的成果はあるのか、その点をお聞きします。

⑤として、総合戦略の基本目標4 人とのつながりを大切にしながら元気に安心して暮らせるの項目に基本目標の2を重ねて、介護や障害者福祉の充実に力を注ぐべきではないのか。そうしたまちづくりを行うことが、東大和市にとっては将来展望があるまちづくりを行うことができるのではないかという点について、御見解をお聞きしたいと思います。

以上、よろしくお願ひいたします。

〔22番 中野志乃夫君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、まち・ひと・しごと創生総合戦略の3年間の実績評価についてであります。平成27年度に計画期間を平成27年度から31年度までとした総合戦略を策定し、将来的な人口減少を抑制するために施策や事業を推進しているところであります。

平成29年度の実績評価につきましては、現在調査中であり。平成28年度の評価としましては、成果目標としての重要業績評価指標の平成31年度の目標値に対する達成率が80%を超えているものが、14施策中10施策あるため、着実に事業が行われているものと認識をしております。

次に、人口ビジョンと都営向原団地創出用地の対応についてであります。平成27年度に策定しました人口ビジョンの目指すべき将来の方向では、人口減少を克服するために4つの方向性を示し、取り組みを進めていくこととしております。その1つが、「東大和市の魅力を高めて転入を促進し、転出を抑制する」であります。都営向原団地の創出用地につきましては、東京都の求めに応じて市が地区計画を決定し、建築物の用途を住宅に制限しているものであります。市としましては、目指すべき将来の方向に沿って、人口減少の抑制を図るために住宅の建設を求めているところでありますが、東京都からは住宅建設以外の考えが示されているところであります。

次に、総合戦略の基本目標1の若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるの具体的対応策についてありますが、一例として結婚の力になる施策として、平成29年度、未婚者の出会いの機会の創出を図るための結婚支援事業を実施しました。出産の力になる施策として、経済的負担の軽減を目的とした特定不妊治療費助成事業等の支援事業を実施しました。子育てと仕事の両立を支える施策として、待機児童対策及び学童保育所の充実等を実施しました。

次に、基本目標2のしごとをつくり、安心して働ける環境をつくるの具体的成果についてありますが、平成28年度の一例として、仕事をつくる施策につきましては、商工会や中小企業大学校等と連携した創業支援事業を行い、創業塾受講者の中から創業者が誕生しました。また仕事を見つける力になる施策として、安定した就労に向けた支援として就職面接会を開催しました。

次に、基本目標の4の人とのつながりを大切にしながら元気に安心して暮らせるに、基本目標2を重ねた介護や障害福祉の充実についてありますが、基本目標2のしごとをつくり、安心して働ける環境をつくるの施策では、希望する職種への就職等、市民が求める雇用環境の実現を目的として、就職情報の提供や就職面接会等の機会を提供しております。介護や障害者福祉の事業と雇用が結びつくことで、間接的ではありますが、充実につながるものと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○22番(中野志乃夫君) それでは、再質問させていただきます。

まず、東大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略ということで、今までの基本構想、基本計画等の動きの中で、より具体的にまちづくりの一定の方向性を見出す、そういう戦略を出したことは、非常にまちづくりにとってプラスになることだと私も思っております。

その中で、この内容に関して個々の細かい点ではちょっと具体性を欠けるし、もう少し一歩、東大和市として踏み込んだ展開をしていいんじゃないかという点も考えておりますけれども、まずその中で、実質3年間といっても2年間ぐらいの実績しかまだ出せないようですけども、約80%が目標に達成しているんじゃないか、つまり14項目中10達成しているというんですけども、具体的にどの辺のことをこれは言っているんでしょうか。どの辺のことを具体的に達成しているという認識なのか教えてください。

○企画財政部副参事(星野宏徳君) 達成率80%のものについてでございますが、14施策中10施策ということで達成させていただいているものというのがありまして、平成31年度の目標値を掲げているんですけども、そこに至るまでにどれだけ達成しているかということになりまして、10施策を挙げさせていただきますと、結婚の力になるというもの、出産の力になるというもの、子育ての力になるというもの、子育てと仕事の両立を支えるというもの、学校生活を充実させる力になるもの、仕事をつくるもの、地域の産業を元気にするもの、仕事を見つける力になるもの、それから生きがいを持つ市民をふやすというもの、市民が主役の地域をつくるというものが80%以上の到達率となっているものでございます。

以上でございます。

○22番(中野志乃夫君) ちょっと基本的に抽象的な内容が羅列されている、もともと戦略ですから、そう具体的なところというのはなかなか、そう指し示さなくてもいいと言えいいんですけども、もう少し今の内容に関して具体的に、とりわけこの項目に関してはうまく進んでいると、そういったものがあればちょっとお示しいただきたいんですが。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） 例えば、結婚の力になるというものの指標として、目標として挙げさせて
いただいているのが、婚姻件数でございます。婚姻件数につきましては、昨年度の調査につきましては、今現在
まとめているものでございまして、一昨年に取りまとめた状況で言いますと、平成31年の目標が310件と設
定させていただいております。平成28年度の調査の結果としてまとめているものなんですけれども、集計の関
係上、平成27年の数字となっておりますが、375件となっております。例えば、出産の力になるというものな
んですけれども、目標値を1.6と掲げてございまして、そちらにつきましても、合計特殊出生率が1.6と設定させ
ていただいておりますが、こちらも平成27年の数字になりますけれども、出生率1.67となっております。

以上でございます。

○2番（中野志乃夫君） 具体的には婚姻数、出産率のことですけれども、10項目挙げたうちの今2項目を具
体的にお示しいただきましたけれども、ほかの項目もどうなんですか、ちょっと教えてください。それだけだ
とわかりづらいんですけれども。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） 例えば、子育ての力になる施策といたしまして、子育て支援の推進に対す
る市民の満足度ということになります。目標値が19.2%に対して16.3%の満足度を得ております。

続きまして、子育てとしごとの両立を支えるという具体的な施策として、保育園の待機児童の数ということ
でございますが、平成31年度末までにゼロとしたところを平成29年4月の待機児童数は3名となっております。

続きまして、学校生活を充実させる力になるという具体的な施策として、授業内容がよくわかる児童・生徒
の割合ということでございますが、こちらも目標値が小学生は90%、中学生が80%となっているところ、小学
生につきましては83.1%、中学生につきましては70.9%であります。

それから、仕事をつくるというものの具体的な施策として、創業塾受講者の創業件数となっております。こ
ちらは5年間で15件と目標を定めておりますが、平成28年度につきましては3件の創業者が誕生しております。

それから、地域の産業を元気にするというところで、商工会の加入者数を具体的な指標と挙げさせていただ
いておりますが、そちらは目標値が952人に対し、940名の方が商工会に加入していただいております。

続きまして、仕事を見つける力になるというものの具体的な施策として、就職相談室を利用して就職した数
ということになりまして、こちらは目標値が677人に対して612名利用していただいております。

続きまして、生きがいを持つ市民を増やすという施策の具体的なものといたしまして、健康寿命を挙げさせ
ていただいております。目標値が男性82歳、女性83歳に対しまして、平成27年度の数字となりますが男子
81.52歳、女性82.87歳が健康寿命として上げられております。

それから、市民が主役の地域をつくるというものの具体的な指標といたしまして、市民参画のまちづくりを
推進に対する市民の満足度という具体的な指標を挙げさせていただいておりますが、そちらは目標値12.8%に
対しまして10.8%でございます。

以上でございます。

○2番（中野志乃夫君） いろいろ項目があって、その中で一応指標も出してるのはそれはよろしいんですけ
れども、全体的にちょっと満足度とかその辺の指標がその程度なのかというのは、こう言ったら申しわけない
んですけれども、これはちょっと低目に設定してあるようにも思えるんですけれども、これはあれですか、全
国的な統計とか、そういった中でこのぐらいの満足度という観点を取り入れて、これだと市民的に満足してい
るという判断なのか。つまり全国的な統計とか見比べての判断でこういう、私からすると目標値が低い部門が
あるように感じるんですけれども、その辺はいろいろ統計の上での数値になっているのか、その点、ちょっと

教えてください。

○企画財政部長（田代雄己君） 総合戦略の個別の施策ごとに、現在重要業績評価指標という形で、今御説明させていただいた内容がのっているところがございます。

市民満足度の数値につきましては、東大和市の総合計画の進行管理におきましても、施策によっては市民満足度を使っております。こちらの計画期間、平成33年度でございまして、そこに目標を置いてますけれども、それを31年度に割り戻して、それで施策の評価指標という形で割合を使っているものでございます。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） この総合戦略に関して、もともとこれ国の方針に基づいて、国、東京都含めて、こういう方向を出したんじゃないかと思うんですけども、その点では、こういう目標値とかそういうところまでは具体的には出されていない。つまり、市、各自治体独自で判断していいという判断だったのか。その点、どうなんですか。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） 国の総合戦略につきましては、東京の一極集中を是正するための施策として設けられたものでございます。当市の総合戦略におきましては、国の定めているものをそのまま受け入れるということが、地方創生の観点から若干違ってございまして、当市は当市の人口とかもろもろのことを踏まえまして、外部有識者会議ですとか、地方創生アドバイザーの意見をもとに策定しているものでございます。

以上でございます

○22番（中野志乃夫君） 一応そういう総合戦略という形でのいろいろ指標を出してということは、私は別に悪いことではないので、ちょっと目標達成の数値がどうかという点はありますけれども、それは踏まえた上で次の質問に移らせていただきます。

それで、もともとは今出ましたように、東京に対する一極集中で地方が疲弊するみたいな中での発想が基本的にあると思うんですけども、いわゆる東大和市の人口ビジョン、この総合戦略のもとになるといいますか、一体としてつくられた人口ビジョンの中で、基本的には東大和市も人口が減っていくと、それを何とか抑えなくちゃいけないという発想で、この間、いろいろな施策もやっているし、またそういう答弁がされています。

その中で、具体的には向原の都営団地創出用地に関して、東京都が北側に関して御案内のように特別支援学校の設置を求めてきている。それに関して当市の対応としては、それはもともとあそこも北側も含めて住宅建設ということで考えていたということで、なかなかその辺の点で見解の一致がなされていないというか、考え方がちょっと違っていたということが、この間の答弁で明らかになったわけですけども、そもその点で、この総合戦略にもかかわってくるんですけども、東京都の総合戦略の中では、人口に関してどういう施策をとっているのか。つまり東大和市の考えている総合戦略と合致しているのか、その辺はどうなんでしょうか。

○企画財政部長（田代雄己君） 東京都の総合戦略につきましては、ちょっと人口のところまで詳細に把握していないところがございますけれども、国の総合戦略につきましては、東京都の一極集中を地方にという考え方がございます。

この東大和市の総合戦略をつくるに当たりまして、東京都という区域に属しておりますので、その辺で人口減少の抑制という立場をとっていいかどうかという議論も、正直検討の段階ではございました。ただ現実には国全体が人口減少という事象になります。また東大和市におきまして、将来を見据えた場合、人口推計しても人口減少が確実に訪れますので、その面ではこの東大和市の総合戦略につきましても、人口減少の抑制をすると、それは国の大きな人口減少の抑制と歩調を合わす形で、この計画をつくったものであります。

以上でございます。

○2番（中野志乃夫君）　もしかしたら、その基本的なところで、いろいろ東京都の考え方と東大和市の考え方で食い違いが生じているのかなという感じは受けます。つまり東京都は、当然ながら東京一極集中ということで、それが決していいことではないとは思っているかもしれないけども、東京都の考え方を見ると、東京都自身も人口は減っていくと、当然これは国全体が減っていくわけですから、幾ら東京に一極集中されたとしても、全体の東京都の人口も減るという認識を示しています。

その上で、例えば地域の拠点形成まちづくりへの貢献等とかそういった項目の中で、公共住宅の建て替え等により創出した用地、あいた用地については、福祉、インフラの整備を進めるなどまちづくりを活用していきますと。つまり、既に東京街道団地の跡地でも、東京都はあそこに言ってみれば福祉やスポーツといいですか、そういったものの使い方はどうかという提案もしてるとおり、東京都自身は積極的に公共住宅のあいたところを住宅政策という形ではなく、ほかの活用の仕方はどうですかという案内を實際述べて出しているわけですよ。

先ほどの答弁の中でも、東大和市は向原の創出用地に関して住宅建設を求めている。経過としては、もともと東京都がそういう施策をしまして、東大和市が都市計画も変えたという経過があるからなんですけれども、ただ東京都は住宅以外の政策を示しているという答弁もあったように、既にそこで大きく食い違いが生じている現状があるわけですね。その点は、どのように評価しているのか、どのように考えているか、どうでしょうか。

○市長（尾崎保夫君）　都営住宅ということで、東京街道団地につきましても、あのような形に落ちついたということになりますけれども、当初私どものほうは、あのような形でいいかどうかというのは、当初はそんなふうな形ではなかったわけでありまして、やはりその場所にいろんな施設をつくるということに当たっては、やっぱり地域の皆さんと東京都、そして私どものほうと長い、何年にもわたっての話し合いの結果として、皆さんが了解するという形で、あの形になったということでありまして、また向原の高木都営につきましても、今現在、東京都と協議をしているということは間違いのないわけでございます、私どもの市は、あくまでもあそこは住宅地だということで、東京都と調整をして、地区計画もそのような形に設定をさせていただいて、現在に来ているということは事実であるわけでございます。

そんな中で、あその土地を特別支援学校という形で使用したいというふうな考え方が出てきたわけでございますけれども、私たちや私にとりまして、東大和市民にとってどうなのかということを第一に考え、当然人口ということもそうでございますけれども、それにあわせてあそこに施設をつくるのが東大和市にとって、あそこに住宅をつくる以上のメリットがあるかどうかということが大きなポイントになるかなというふうに理解しています。そういった意味で、今そういうふうな中身について、あそこを地区計画を変えてまで対処するということが必要なかどうか、その東大和市民にとってのメリットがそれに比べてもいいというくらいのメリットがあるかどうかということで、今誠意、東京都等と調整をしているところでございます。そういった意味では、まだなかなか進まないというのが現実ではありますけれども、少しずつ話の核心にもついていってるのではないかなと思っております。

最終的に、それらのいろんな条件が整ったというか、条件が出て、あるいは地域の皆さん方の御納得という御理解をいただいた段階、そういうふうなところまで進めるかどうかを総合的に私のほうで判断をして、どうするか、要するに地区計画を変えていいですよというふうな形にしていくかどうかというのは、最終的な判

断というのは、いま少しお時間が必要かなと思ってございます。

今後は、そのようなところがほかにも出てくる可能性はなきにしもあらずというところがありますけれども、東大和市民にとって今後どうなのかということを十分考えながらやっていきたいというふうに思います。

そういった意味では、今回、まち・ひと・しごと総合戦略ということで、東京の人口もいずれ減るといふうなことをおっしゃられているわけでありましてけれども、最近の調査でいいますと、2015年の調査、国勢調査ですかね、その数字等をもとにいろんなところの人の動きを見ると、東京は、当面人は減らないというふうなことになるそうだとおっしゃってございます。東京といっても、私どものほうも東京ではございますけれども、東京も西のほうから人口は少しずつふえなくなり、そして減ってきているというのが事実だと、これは数字として事実だというふうに思います。

そういった中で、東大和市が大勢の方々に住んでいただけるような、あるいは住んでもらって住み続けたいと、そんなふうな思いを持っていただけるようなまちにするにはどうしたらいいのかということもあります。そういった意味で、まち・ひと・しごと総合戦略、そして長期総合計画等をこれからそれにふさわしい内容のものをというの、東大和市の目指すところ、それをしっかりと対策を立てながらつくっていかねばというふうにも思っております。

以上です。

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時46分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○22番（中野志乃夫君） 今、市長の答弁で、向原の創出用地に関して、北側も南側も基本的に住宅ということの前提での話がありました。それを今どう位置づけるかといいますか、東京都の特別支援学校のあり方についてのこの答弁でしたけれども、結論的に言うと、私は東京都が北側の場所に特別支援学校を持ってきてくれたというのは、大変ありがたいチャンスと言いますか、東大和市の今後のまちづくりにとっても大変プラスになるだろうという認識を持っております。

あわせて、南側に関しても、北側がそういうものだから南側は住宅というんじゃないかと、南側もやはり例えばスポーツのグラウンドにしても、何かしらのそういった文化施設、福祉施設も、そういった住宅以外のものをつくったほうが、私は市にとって魅力あるまちづくりになるのではないかという考え方を持っております。

それを踏まえて、今ちょっと次の問題も絡めて、改めて確認したいと思うんですけれども、具体的に先ほどこの総合戦略の中で、成果の中で、私も余りそのことを言わなかったのはなぜかと思っているんですけれども、言ってみれば総合戦略の中の実績として、日本一子育てしやすいまちを目指して、実際ある統計でも第3位だと、そういう実績がまず普通上ってくるのかなと思ったんですけれども、なぜかそのことに触れないというのもちよっと意外でした。

私としては、つまりそういう施策をこの間、長期間というよりは比較的短期間ですけれども、やってきたんではないか。つまり待機児童を解消するために、保育園に対しての補助といますか、援助といますか、いわゆる保育士さんを確保するためのいろんな施策も具体的にやってきたからこそ、こういう成果が上がってきたんではないかと思っているんですけれども、例えばそのことに関して具体的にどういう施策を行ってきたの

かを少しわかる範囲で教えていただきたいんですけども。

○保育課長（関田孝志君） 待機児解消に向けまして、主なものとしては施設整備補助金でございます。施設整備補助金は、国、東京都の補助制度に従いまして実施しているものでございます。補助率は国が3分の2、都が8分の1、事業者が8分の1、市が12分の1となっております。平成29年度の実績見込みでは、認可保育園2園実施しまして、市の負担はおおよそ7,800万円ほどとなっております。

また、保育士確保、こちらに向けては、国制度の保育士処遇に関する補助を実施してございまして、こちらは保育園従事者に対して、賃金のほか、処遇を改善するための補助を行うものでございます。補助額は、職員の経験年数により異なりますが、100名定員の規模の施設で申し上げますと、おおよそ400万円、費用の内訳としては国が2分の1、東京都が4分の1、市が4分の1となっております。このうち市の負担は、おおよそ100万円程度ということでございます。

以上でございます。

○2番（中野志乃夫君） 今、事細かくというわけでもないですけども、大體概略として市がそういった保育園に対して保育士を確保する、集めて、また保育行政、待機児童を解消するため、さまざまな施策を打って、相当その担当部署が一生懸命やってきたからこそ、そういう成果が上がってきた、そういう結果も出てきたと思うんですね。

まちづくりの観点とすれば、私はそれは大変有効だと思うし、やはり若い人たちが東大和にまず移り住みたいという、魅力あるまちづくりの一環になっていることは大変高く評価したいと思っております。つまり、逆に言えば、そういうやり方をほかの分野でもやっていると、東大和のまちというのは大変魅力のあるまちになるんじゃないか。その中で、私が思っているのは、じゃ、例えば福祉に関して、先ほど特別支援学校いいチャンスだと述べたのは、福祉に関して言えば、例えばこの総合戦略にも書いてありますけれども、どういう産業を東大和市に築くかと、そういう観点で述べられている中で、既に東大和市では、いわゆるそういった福祉系の産業といえますか、結構割合が高い数字が出ていますよね。もともと大きな意味で言えば、東大和病院のような病院があって、それに関連するいろいろな従業員が多くいるとか、あと介護事業所とか、そのもろもろの人たちが結構仕事としてやっている、そのことが大きな、現状でさえ東大和市は国に比べても大きな役割を持っているという形で、実際統計が出てます。

言うならば、単純に東大和市、先ほどまちづくりで仕事をつくる、就業も生かしていくということですけども、起業したそこに中小企業大学校での創業塾を開いて、そこにいろいろ参加者が多かったから云々というレベルのことでなくて、まちづくりの特性として、東大和の特性考えたら、そういう福祉、例えば各事業所などの高齢者、障害者に対するヘルパー事業所なんかをもっと育成することによって、まちが活性化するんじゃないか、そういう発想は持つべきではないかと思っています。

ちょっと長くなりますけれども、説明しますと、例えば私も以前からそういった仕事をしてよく思うんですけども、北欧のヨーロッパのスウェーデンだ、ノルウェーだ、ああいった国々が消費税が異常に高い、もう二、三十%も当たり前の国々が何でやっているのか。前から疑問に思っていました。だけど、いろいろ介護保険が導入されたいろんな特殊環境を見てよくわかったのは、そういう先進国というのは、実際60代、70代の人みんな働いているわけです。何働いているかと思ったら介護です。ヘルパーとして働いている。つまり、年金をもらうだけじゃない、自分の仕事があるわけです。結構な額を稼いでいる。単純に、これは日本と比較できませんけれども、大変高い単価ですよ。ヨーロッパでそういったヘルパー従業員に対する報酬といたしま

すか、そういった仕事をしていれば、あれだけの消費税も払える。

それが一例ですけれども、逆に言うと、我が市でも、例えばスポーツジムをのぞくと圧倒的にもう60代、70代の人たちであふれている。元気な高齢者が大変多くいる。その人たちが、はっきり言って現状では今、市内の事業者もヘルパー不足でもうひいひい嘆いています。だけど、そういった人たちが、60代、70代の人たちがヘルパーの業務を働いたら、ほとんどその問題は解消できる。ただそのためには、例えば子育て日本一のときにやったように、多少市が誘導する政策をやればいいんじゃないか、そう思うわけです。例えばヘルパーさんのそういった資格をとる。今、前は2級ヘルパー、今は初任者研修という研修を受けなくちゃいけませんけれども、それらを本当に市が援助して格安で取れる。そして、すぐ仕事につけるようなことをしてあげるとか、誘導することによって、言ってみれば、ヘルパー不足の解消も検討できるんじゃないか。

つまり、そういうまちづくりをすることが、最終的に地域の経済の活性化になる。そういう発想を持つべきではないかと思うんですけども、つまり総合戦略の中で、ちょっとその辺の具体的なところでは、どうしても創業塾何名参加とか、いろいろなってますけれども、やはりそういった発想を持つべきではないかと思うんですけども、その点、どうでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君） 議員のおっしゃる点の、高齢者の就労ということに関しましては、今年度の国の人事院勧告などにおきましても、公務員の定年延長化の問題ですとか、当然その前提としましては、民間企業等におきましても、そういった状況は見られるということからの、昨年度からもそんな動きがありましたけれども、そういう動きがあるということは我々も承知してございます。

また、就労に関しましては、国ですとか東京都、また東大和市におきましてもハローワークが市役所の5階のほうに就職情報室というものを設置しまして、就労に対する支援なども行ってございます。また高齢者に関する就労につきましては、特にシルバー人材センターを中心に、市といたしてもさまざまな支援を行っているところでございます。

現実といたしまして、保育所におきましてもシルバー人材センターの新たな派遣事業ということで、実態としましては、公益財団法人東京都しごと財団との契約というふうな形にはなりますけれども、数名の方がもう既にそういったところにお仕事もつかれているということも我々は承知してございます。また介護保険におきましては、総合事業におきましてヘルパーの認定ということも実際には実施してございます。

そういったことで、今後、確かに高齢者の方々、人口減少から始めまして、高齢者の方々が就労していただくことに伴いまして、また健康寿命の延伸ということにもつながっていく一助になるというふうには考えてございますので、そういった点は、少しずつではございますが、市としても取り組んでいるという状況でございます。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） 今、部長がおっしゃったとおり、実際に総合事業とかそういう形が、これは国の施策によって、ある意味仕方なくつくった形ですけれども、なってます。ただ、それはどこの自治体も同じようにそうしているわけですけれども、とりわけそこにプラスして、東大和市ではこういうまちづくり、つまり言ってみれば子育てしやすい、さらに福祉のまちとして特化する方向を検討してもいいんじゃないか。極めて単純に言うと、今福祉のまちづくりということで項目、検索すると、全部バリアフリーの、いわゆるそういったことしか出てきません。ハード面が中心のいかに段差を減らしてとか、そういう形での福祉のまちづくりしか出てこないんですけども、言ってみればソフト面で東大和へ行くと、いろいろな福祉が受けやすい、そ

った施設がいっぱいある、整って気軽に参加できる。

これは、今までどうしても福祉に関していうと、ボランティア的な発想を強く、行政側も無理してそうやって思っているわけじゃないかもしれませんが、何となくボランティアでやるものみたいな発想が強いんですけれども、そうじゃなくて重要な産業だと、はっきり言ってヘルパーさんてほとんど地域の人です。大体地域の人が、それでそこで働いてくれる。そこでその人たちも年収が一定もらえる。そういったことを考えると地域産業にとってプラスになる分野なんですね。なかなかそういう発想を皆さん持たないから、どうしても軽視しがちなんですけれども、やはりその分野として、より働ける働きやすい環境を市が誘導していく、援助していくことによって、私はかなり特徴のあるまちづくりができるんじゃないか。つまりそういった方向を持てるんじゃないかと思っております。

そういった上で述べたいのは、先ほど述べたとおり、都営向原住宅に関しての創出用地に関しては、単に住宅を求めるというのではなくて、逆の市民のニーズに合った、現状いる市民の要望に沿った施策をあそこの創出用地で行う。

今単純に、普通一般の市民の方で何求めてますかという、大体、例えばスポーツ関係とか少年野球とかやっている皆さんたちは、もう東大和は野球場がなくてとか、サッカーやっている子供たちの父兄は、もうサッカーする場所もなくて困っているとか、そういったことを訴えられます。私は、逆にああいう場所でサッカー場にしてもいい、野球場にしてもいい、つまり東大和市にとってそういう文化的な意味でも、そういった施設が整っているということが、大きなまちの魅力になるはずなので、そういう発想で東大和市のこの総合戦略も、まだ途中経過ですけれども、より具体的に見直すなり点検する必要があるんじゃないか。また東大和市の方向としても、少なくとも単純に住宅という発想ではなくて、露骨に言ってみれば、本当にいい1戸建てといますか、そういった住宅地が整ったまちが、実際は大変財源的にも豊かだという自治体があるわけですから、高層の狭い部屋がいっぱいできるよりは、実際もし住宅ということを考えるならば、例えば今あきアパートがどんどんふえている。空き家もふえている。それを何とかしてあげるほうが、より広い一戸建てを誘導するような施策をやったほうがよっぽど私は効果的ではないかと、まちづくりにとってもプラスではないかと思うんですけれども、そういった点に関してはどうお考えでしょうか。

○企画財政部長（田代雄己君） 総合戦略と向原の創出用地の関係の御質問でございますが、現在、総合戦略であらわしているように、人口減少の抑制という大きな課題とともに、その具体的な施策を日本一子育てしやすいまちづくりを目指した形で、子ども・子育て支援施策の重点を置きまして、若い世代の皆様へ転入していただく、そして住んでいる人にとっては、市に魅力を感じていただいて、未永く住んでいただくというような施策を展開しているところでございます。

創出用地につきましては、市長からもお話ありましたように、住宅しか今は建てられないような地区計画になっております。ですので、市のこの総合戦略の方向性、人口減少の抑制から捉えても、住宅の建設、多くの人にそこに住んでもらうのは一番いいんじゃないかというふうに考えております。特に立地的にも駅からかなり至近の距離にありますので、やっぱりそういう利便性もあの土地には住宅としても魅力があるんじゃないかというふうには考えているところでございます。

ですので、今の市の政策から考えますと、やはり創出用地については、多くの人に転入してきてもらうようなきっかけづくりをしていきたいと思っております。

また、それを奪わぬような市に提案というか、お話をいただいた中では、やはりそういうところも検討して、

市民の皆様や地域の皆様にとって何が一番最善かという判断は、今後していきたいと思っております。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） いきなり私がこの一般質問したからといって、すぐ考えるというか、方向が変わるわけではないので、今回はこの程度にしますけれども、魅力あるまちづくりを考える上で、単に人口をふやすというのは、本来政策的な意味合いとしては余り意味ないと思っております。どういうまちにしていくのか、どういふことで今市民が実際魅力を感じるのか、その辺の観点で考えれば、やはり今やるべきは、より具体的に、つまり単に人口をふやすといっても、別に高層の大きなマンションをつくれればいいというつもりでは当然ないと思うんですけれども、東京都も何であそこを政策転換したのか、そのことを踏まえれば、やはり東大和市の今後のことを考えれば、よりそういう、単に住宅といえますか、そこにこだわらずに、どういう形が一番東大和にとってプラスになるか、確かに立地がいい、確かに住宅にいいかもしれないけれども、駅に近くて立地がいいから逆に文化施設をつくったっていいわけですよ。別にそういったほかの方向を考えても、ああ、すごいなど、そういうものがあるなら東大和に移ってみたいという、住んでみたいという人の魅力は上がるはずですから、もう一度抜本的な検討を、いろいろ見直しをしていただきたいということをお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（押本 修君） 以上で、中野志乃夫議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 上 林 真 佐 恵 君

○議長（押本 修君） 次に、3番、上林真佐恵議員を指名いたします。

〔3 番 上林真佐恵君 登壇〕

○3番（上林真佐恵君） 議席番号3番、上林真佐恵です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1、保育施策について。

①認可保育園について。

ア、認可保育園の新設についての進捗と課題は。

イ、保育の質を守るためのガイドライン策定について、検討状況と課題は。

②公立保育園について。

ア、公立保育園の役割、必要性についての市の認識は。

イ、公立保育園の維持、発展についての市の認識は。

ウ、今後の課題は。

③保育士の処遇改善について。

ア、保育士の現状と処遇改善の必要性についての市の認識は。

イ、保育士確保のための市の役割と課題は。

2、子育て施策について。

①妊婦健康診査費助成について。

ア、助産院でも受診票を使えるようにしてほしいという声があるが、必要性についての市の認識は。

イ、今後の課題は。

②18歳以下の医療費無料化について。

ア、必要性についての市の認識は。

イ、子供の健康を守るための市の役割と課題は。

③給食費無償化について。

ア、必要性についての市の認識は。

イ、今後の課題は。

④子ども食堂について。

ア、東京都の補助制度についての詳細は。

イ、市民が子ども食堂を運営しやすくするための市の役割と課題は。

⑤子どもの貧困実態調査について。

ア、実態調査の必要性についての市の認識は。

イ、今後の課題は。

3、子どもの権利について。

①子どもの権利条約を地域で具体化するための子どもの権利条例について。

ア、必要性についての市の認識は。

イ、検討状況と課題は。

壇上での質問は以上とし、再質問につきましては自席にて行います。

どうぞよろしくお願いいたします。

〔3 番 上林真佐恵君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、認可保育園の新設の進捗状況と課題についてであります。新たな認可保育園につきましては、保育事業者の方々からの意見を伺うとともに、保育ニーズの動向の分析や候補地の洗い出しなど検討しているところであります。

課題としましては、保育ニーズの今後の見込みの適切な把握や保育士不足などが課題と考えております。

次に、保育の質を守るためのガイドラインの策定についてであります。市では国で作成している保育指針に基づき、保育の質の確保に努め、私立保育園長会等を通じ、情報の連携や知識等の共有を図っておりますことから、市独自のガイドライン作成についての考え方はありません。

次に、公立保育園の役割、必要性についてであります。公立保育園では、市内の私立保育園とともに、それぞれ培ってきたノウハウや知見を生かし、東大和市の子供たちのために、よりよい保育の提供を行い、待機児童解消に資する運営を行っております。

市としましては、引き続き、市内の全ての保育園におきまして、質の高い保育サービスの提供が図られるよう、環境整備等の支援を図ってまいりたいと考えております。

次に、公立保育園の維持、発展についてであります。市立狭山保育園の運営につきましては、東大和市第5次行政改革大綱に基づき、民間活力の導入を含めたさまざまな方策を今後検討してまいりたいと考えております。また、施設の老朽化への対応につきましては、東大和市公共施設等総合管理計画等を踏まえ、計画的な対策について検討していく必要があると認識しております。

次に、今後の課題についてであります。施設の老朽化への対応としまして、適切な時期に優先度や効率性を勘案した計画的な修繕等を行い、安全で快適な保育サービスの提供を維持していくことが課題であると考えております。

次に、保育士の現状と処遇改善の必要性についてであります。保育士の処遇改善につきましては、国で実施している加算のほか、東京都独自のキャリアアップ補助の活用を行っております。これらの処遇改善加算等につきましては、保育士の処遇改善に資するものとして、引き続き必要であると考えております。

次に、保育士確保のための市の役割と課題についてであります。市では、処遇改善加算等を適切に実施するとともに、市内の保育園に勤務する保育士自身のスキルアップに資する研修の充実を図っております。また、市内保育園における保育士確保のため、私立保育園長会と協力しながら、働きやすい環境づくりに向けたさまざまな施策を行っております。

課題としましては、都内全域で保育士が不足しており、市内保育園への雇用に結びつかないことであると考えております。

次に、妊婦健康診査費助成に係る妊婦健康診査受診票の助産院での使用についてであります。妊婦健康診査は、母子保健法により厚生労働省が策定する望ましい基準に基づき、市町村が実施することとされております。市では、東京都が策定した区市町村統一要綱に準じて実施要領を策定し、利便性の向上と事業の円滑な実施、また安心・安全な出産を図るため、区市町村で統一された内容や契約方法などによる妊婦健康診査を東京都内全域の医療機関に委託して行っております。

助産院は、妊婦健康診査のうち基本項目のみの実施が可能となっており、医学的検査を初め、症状に応じた治療などの対応が困難なことなども想定されますことから、現時点では妊婦健康診査受診票の助産院での使用は難しいと考えております。

次に、今後の課題についてであります。市では、里帰りなどやむを得ない事情により、自己負担で妊婦健康診査を受診した方に対して助成金を支給しております。主な申請理由は、里帰り出産及び助産院や東京都以外の医療機関での受診であり、平成29年度の申請件数は120件となっております。内訳といたしましては、里帰り出産が103件、助産院での受診が11件、東京都以外の医療機関での受診が6件でありました。妊娠中の健康管理におきましては、安心・安全な出産のために妊婦健康診査が望ましい時期に確実に受診していただくことが最も重要でありますことから、今後も情報提供の徹底を継続していくことが必要であると考えております。

次に、18歳以下の医療費無料化に係る市の認識についてであります。子供の医療費の無料化の必要性につきましては、少子化対策として安心して医療が受けられる、子育てができる環境づくりのため、全国どこでもひとしく整備されることが必要であると考えております。市では、東京都市長会を通じ、平成31年度東京都予算編成に係る要望書を提出し、国及び東京都に対し継続した要望を行っております。

次に、子供の健康を守るための市の役割と課題についてであります。市の役割としまして、子供の健康を守るため必要ときに医療が受けられるよう、乳幼児医療費助成制度、義務教育就学児医療費助成制度及びひとり親家庭等医療費助成制度により、医療費の助成を行っております。

課題につきましては、保護者及び子供たちに対し予防を含めた健康管理や適切な時期に受診行動をしていただくための周知や啓発などであると考えております。

次に、給食費無償化についてであります。国が平成29年度に調査を行った学校給食費の無償化等の実施状況によりますと、小中学校とともに、あるいはどちらかの学校給食費の無償化を実施している自治体の割合は、全体のうち4.7%となっております。当市におきましては、給食費無償化は多額の財源が必要となることから、現時点において実施することは困難であると認識しております。引き続き、国や東京都、他市の動向などの情報収集に努めてまいります。

今後につきましても、給食費の納付が困難な方に対する補助制度等の周知を図るとともに、給食調理の工夫により、安価で栄養のある給食の提供に努めてまいります。

次に、子ども食堂に係る東京都の補助制度についてであります。東京都の補助事業につきましては、新たに平成30年度から3年間の期限を設定した子ども食堂の運営支援を行うものであります。その内容としましては、子ども食堂の団体を支援する市区町村に対し、年24万円を上限とした補助を実施するものであります。

次に、市民が子ども食堂を運営しやすくするための市の役割と課題についてであります。市の役割としましては、子ども食堂に係る国や都からの情報の提供、市の関係窓口でのポスター掲示、チラシの配布、市民への情報提供など広域的な情報の発信、連携などの支援を担うものと考えております。

課題につきましては、万が一の食中毒等の事故に対する不安、食材調達、運営資金及び人材の確保などが農林水産省による全国のアンケート調査の結果や当市の活動団体からの聞き取りで挙げられております。

次に、子供の貧困実態調査についての市の認識と課題についてであります。平成31年度の第2期子ども・子育て支援事業計画の策定に向け、平成30年度に子ども・子育て支援ニーズ調査を予定しております。こちらの調査におきまして、子供の貧困に関する調査項目を盛り込む予定であります。

課題につきましては、ニーズ調査の回収率などに影響が生じないような項目数の中で、東大和市の実態の把握が可能となる適切な質問項目を設定していくことが課題であると考えております。

次に、子どもの権利条約の具体化のための子どもの権利条例に関する市の認識についてであります。市としましては、国が平成6年に批准しております子どもの権利条約の精神を尊重し、子どもの権利の保障、擁護を目指し、子供たちが健やかに成長できる環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

当市の子供たちが未来に向けて心身ともに健やかに成長できるよう、他の議員の質問にも答弁いたしましたとおり、市民の皆様の共感と行動意欲の醸成が図られ、市を超えた広域に対し広くアピールしていけるとされます宣言、または憲章につきましても、市制50周年の記念事業の一つとして検討してまいりたいと考えております。

次に、子どもの権利条例に関する検討状況と課題についてであります。子どもの権利条例につきましては検討は行っておりません。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○3番（上林真佐恵君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、順次再質問を行います。

まず、認可保育園のところですが、これまでも待機児童の問題については、さまざまな角度からこの場所でも取り上げてまいりました。保護者の願いでもある認可保育園の整備を軸に待機児童の解消を進めてほしいと、一貫して要望をしてきました。市がこれまでの方針を変えて認可保育園を新設するという方針をとったことを改めて評価するとともに、その実現のために党市議団としても提案を行いながら要望をしたいと思っております。

市長の御答弁の中で、新たな認可保育園については、保育事情の動向の分析や候補地の洗い出しなど、まだ検討中だということですが、待機児童解消というのは、本当に待ったなしの課題であると思っております。いつごろの開設を目標に検討を行っているのか教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 今後、保育事業の動向の分析後、新たな施設整備が必要というふうに判断した場合

においては、速やかに開設に向け進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） まずは保育事業を分析して、その後最終的に整備が必要かどうかの判断を下すということに理解をいたしました。

保育事業、保育ニーズのこの見込みについては、今年度ニーズ調査を行う予定であるというふうに思いますが、きのうの他の議員での御答弁では、ニーズ調査を10月に発送、3月末には報告書としてまとめるということだったと思います。スケジュールはわかったんですけども、この調査の対象者と対象人数、あと抽出方法についても教えてください。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） ニーズ調査の対象者は、未就学児童の保護者1,000世帯、就学児童の保護者600世帯、中学生200名、高校生200名の合計2,000件を予定しております。

抽出方法は、対象児童・生徒の年齢は平成30年4月1日を基準とし、住所基準日を平成30年9月1日といたしまして、男女は同率で無作為の抽出方法で検討しているところでございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

認可保育園の用地ということについても、課題として今まで御答弁あったかと思うんですけども、こちらについては市内にある市有地、都有地、国有地を活用することも視野に入れて検討してほしいということで、以前から要望しているんですけども、こちらについて具体的な検討状況がどうなっているのかも教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 現在、市有地につきましては、庁内で適地を検討しているところでございます。また、都有地につきましては、引き続き庁内で今後の保育需用を踏まえた検討が必要であると考えてございます。また、国有地につきましては、介護用途に限定されているということで聞いておりますので、活用は困難ではないかと考えてございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 国有地については、介護施設と同様に土地を取得する際の優遇措置をしてほしいという御要望が9都県市からも5月に出されているということで、6月議会でも私のほうでも御紹介させていただいたんですが、こちらについては、何か進展とか、つかんでいることがもしあれば教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 現在のところ、その要望内容やその後の進展につきましては確認ができていないという状況でございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 今後も、ぜひ引き続き情報収集に努めていただきたいというふうに思います。

前議会の際には、4月1日時点の待機児童数は24人という御答弁でしたが、実際に保育園に入れなかったお子さんは、実質待機児童というふうに呼んでいると思いますけれども、102名いらっしゃるということでした。きのうの他の議員の御答弁でも、8月で147人ということでしたし、国が待機児童の定義を狭めてきていることで、保育園に入れないのに待機児童としてカウントされないという問題も起きています。保育が必要だから入所申し込みをしたにもかかわらず、適切な保育が受けられていないという状態の方々わけですから、私は、こちらの方々も全て待機児童としてしっかりと把握して、必要なだけの施設をつくるのが児童福祉法第24条で定められた国と自治体の保育実施責任であると考えます。このことをぜひ念頭に置いて、待機児童解消

に向けて、引き続きの御努力をお願いいたします。

続いて、イの保育の質を守るためのガイドライン策定についてのところに移りたいと思うんですが、これから新たな認可保育園をつくるという検討をしている、今この時期にこそ、この現在の市の保育水準を維持、向上するためのガイドラインが必要だというふうに考えるんですけども、この保育の質といったときに、これが具体的にどういうものなのか、どう定義されているものなのか、市の認識を伺います。

○保育課長（関田孝志君） 保育の質とは、安心・安全な保育の実施のため、施設の設備、人員配置、保育内容の水準についてであると考えております。各園では、東京都の保育に関する施設運営や人員基準を満たした保育園で、国の保育指針に基づいた保育内容を計画し、実施しているところでございます。

また、保育に係る研修の受講や園内のOJTなどを通じて、日々職員の資質の維持、向上を図っているところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

保育の質といったとき、御答弁にもありましたように、まず基本となるのは子供たちの安全を守るための面積や設備などの基準、職員配置や資格があるかなどの保育人員の基準、そして乳幼児の健全な発達を保障する保育の内容ということがあると思います。

保育の基準というのは、乳幼児の命を守るための基準ですから、絶対に守らなくてはならないものですが、これまで国は、たび重なる基準の緩和を行ってきました。定員の弾力化や保育を行う人材の要件の緩和、また近くに公園などがあれば園庭がなくてもいいなどの設備の緩和など、保育の質が置き去りにされてきたというふうに思っています。

しかし、本来であれば保育の質というのは絶対に守らなければならないものはずですが、乳幼児の命と安全、そして発達のために質の向上を図ることは必要不可欠であり、また行政にはその責任がある、そのことをしっかりと認識しながら、同時に定員の拡大を行っていくべきだと考えるんですけども、その点についての認識を伺います。

○保育課長（関田孝志君） 市といたしましては、待機児童解消を図るとともに、保育の質の向上を図っていく必要があると認識してございます。これを受け、各保育園では、国の保育指針や都の設備運営基準を踏まえて策定した保育計画に基づき、各施設の環境に応じた保育を実施してございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 市長答弁では、保育指針に基づき保育の質の確保に努め、園長会などを通じて情報連携などを行っているということでしたが、市としてはこのようなことを行う中で、市内の保育園の保育の質が保たれているという、そういう認識なのかどうか確認をさせてください。

○保育課長（関田孝志君） 市では、市内の保育園との情報共有や意見交換を日常的に実施してございます。また連携も図っているところでございます。また、東京都が実施する保育事業者向けの講習会などにおいても、市の職員が参加し、情報共有を図っているところでございます。これら取り組みを通じて、市内の保育園における保育の質の確保及び向上につながっているものと認識してございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 市として、この市内の保育園等の情報交換や意見交換を日常的に行っているということは、大変この質の維持、向上のためにはとても意義のある取り組みであるというふうに思います。

東京都では、保育施設に対する指導検査ということもずっと行われてきたかと思うんですけども、当市でもそのような取り組みはされているのでしょうか。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） 東京都は、児童福祉法に基づきまして、認可保育所に対しまして指導検査を実施しているところではありますが、当市におきましては、子ども・子育て支援法の施行に伴いまして、平成28年度から東京都と合同で指導検査を実施しているところでございます。

また、平成29年度上半期の半年間、東京都福祉保健局指導監査部に職員1名を派遣し、保育所等の実地検査のノウハウの習得に努めてまいりましたことから、東京都との合同検査に加え、平成30年度からは市単独で認可保育所に対しまして指導検査を実施する予定でございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 市独自でも指導検査実施するというところで、30年度から実施しているということで、これ大変質の維持、向上に資する施策であるなというふうに、取り組みであるなというふうに思うんですけども、具体的にどのようなことを検査しているのか、またどのような手法で指導検査を行っているのか、もう少し詳しく教えてください。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） 具体的な検査の内容及び手法についてでございますが、認可保育所の実地検査を例に概略を御説明申し上げますと、保育所の基本的な運営、それから実際の保育内容、そして会計経理と3つのパートに分かれて検査を行いますことから、保育所等に実地検査に赴く場合の人数は、基本的には3名体制で実施することとしております。

施設運営に関しましては、定員、在籍児童数や職員の状況、就業規則等労働安全衛生関係、建物設備関係、それから災害対策等について、書類確認及び園長や事務長などの責任者からのヒアリングを行います。

保育内容に関しましては、調理、調乳——これミルクの調乳ですね。こちら従事者の検便の実施状況、実際の保育の状況、それから午睡——お昼寝ですね。こちらの見学、それから食事の提供状況、職員配置等につきまして書類確認及び主任保育士、栄養士、看護師等からのヒアリングを行います。

会計経理に関しましては、経理規定、決算書類、計算書、各会計書類等の書類確認及び会計事務担当者等からのヒアリングを行います。

これらの指導検査の結果、改善が必要と認められる点があった場合には、口頭または文書により指摘、指導を行いまして、場合によっては後日文書で改善内容の報告を求めたり、こういったこともしております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 詳細な御答弁、御説明ありがとうございます。

職員の状況ですとか就業規則等、労働安全衛生関係ですとか、またお昼寝の見学ですね。保育園で保育事故で死亡される子供の多くが乳幼児でお昼寝中に亡くなるという方が多いということもありますので、かなり細かく市のほうで直接指導検査を行っているということは、保護者や市民にとっても市の保育に対する高い信頼につながるというふうに思いますので、ぜひ引き続き保育水準の維持、向上を図っていただきたいというふうに思います。

また、当市では、ここ数年間、新しい小規模保育所が幾つか開設していますが、こちらも市の独自の努力で現在市内にある小規模保育施設は全てA型で、連携施設も確保されているということになっていると思うんですけども、その認識で間違いはないかどうか確認をさせていただきます。

○保育課長（関田孝志君） 新規開設の小規模保育事業は、A型として連携保育施設も確保した上での設置とい

うことをお願いしております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 子ども・子育て支援新制度によって、新たに市の認可施設となった小規模保育所ですが、他市では連携施設がないために3歳で再度保護者が保活を強いられること、またそれだけでなく、それまで子供と保育者の間で培われてきた保育実践がそこで切れてしまうということが問題とされています。また、施設の類型としても、B型では、保育士資格を持つ職員が半分でもいいこと、C型では、保育士資格を持つ職員がゼロでもいいということが保育の質という点から問題というふうにされています。国がこうした基準の緩和を進めているからこそ、市独自で質の向上を図るということが必要だと思いますが、これまでしてきたこの市の取り組みというのは、まさにこの市の保育の質を守るための市独自の努力というふうに見えるかと思えます。

これらのすばらしい取り組みを今後将来にわたって維持するために、ガイドラインとして形にして明文化するということが必要ではないかと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○保育課長（関田孝志君） 各事業開設に当たり、事業者との調整の中において指導しており、新たなガイドラインという形の明文化をするという考えは、現在のところございません。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） せっかくすごくいいことをしているのもったいないなというふうに思うんですけれども、自治体が作成した保育の質についてのガイドラインということでは、世田谷区の保育の質ガイドラインというのがあって、それが有名ですので、少しだけ御紹介したいと思います。

この世田谷区の保育の質ガイドラインでは、その位置づけとして、国が定める保育所保育指針等に基づき、区の考える子供を中心とした保育を実践するために策定するものというふうに書かれてあります。区で新しく何か基準をつくるというよりは、保育所保育指針であるとか、子どもの権利条約の理念を区で実践するための具体的な方策が文章として書かれているというような内容になっているかと思えます。保護者は、区内の保育施設の多くでガイドラインを渡されるので、保護者にとっても、よりよい保育というのは何なのかということを見きわめるためのガイドラインとしても役立っているということです。

ほかにもこのガイドラインがあるという、このガイドラインの存在そのものが質の維持、向上を後押しする、保育に関心がないのに安易に参入してくる事業者を避けるというような役割も果たしているということで、当市でも策定するという意義があるのではないかと思うんですが、もう一度、その点についてお伺いします。

○保育課長（関田孝志君） ガイドラインにつきましては、それぞれの自治体が抱えている課題がさまざまありますことから、ガイドラインはその対応をするための施策ではないかと考えてございます。

当市においては、先ほどから申し上げているとおり、保育所保育指針に基づいた市内の保育園の運営の状況を勘案すると、現状では策定の必要はないというふうに考えてございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 私は、逆に、今しっかりやっていただいているからこそ、それを将来ずっとやっていくために形にさせていただくということが、保護者の安心にもつながるし、それが市民にとっても、この東大和市が保育の質の向上のためにこんなに努力しているんだということを、市民の皆さんに広く知ってもらうためにも必要なのではないかなというふうに思いますので、ぜひ今後も検討していただきたいということを要望いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

続いて、公立保育園の役割、必要性というところで、まず公立保育園と私立保育園の役割の違いについて、その認識を伺います。

○子育て支援部副参事（梶川義夫君） 児童福祉法では、児童が保育を必要とする場合におきまして、認可保育所や小規模保育所等におきまして、保育をしなければならないと規定されておりますが、公立、私立の役割について規定されているものではございません。

市といたしましては、課題となっております待機児童の解消に向けて、市内の保育施設全てと連携、協力のもとに取り組んでおりますことから、公立、私立の役割の差異について、特段認識はしておりません。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 基準としては、同じ認可保育園であれば同じ基準が適用されていますし、保育内容は公私にかかわらず、それぞれ特色を持った保育を実践しているというふうに思いますので、そういうところでの差異はないというふうに思うんですけども、役割という点では、やはり公立保育園は行政機関としての果たすべき役割があると思いますが、その点について再度認識を伺います。

○子育て支援部副参事（梶川義夫君） 行政機関といたしまして、公立保育園では児童の保育業務を役割として担っているということがございます。この保育業務につきましては、私立でも公立と同様に提供できるサービスとして行っているものと認識しております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） どちらがすぐれているということではなくて、公立保育園には行政機関としての、1つは、まちづくりの拠点としての役割もあるというふうに思いますし、何より直接的に市が保育実施責任を果たすということにおいて、市にとって欠かせない保育施設であるというふうに私は考えています。それが重要ではないかというふうに思っています。

行政機関として他の行政機関との連携がとりやすいですとか、保育士が安定した雇用が保証されるので、年齢層が幅広く専門的な人材を育成しやすいですとか、他の自治体との横の連携がとりやすいなどの利点もあるのではないかとこのように思います。そういった意味で、現在市には公立保育園1園しかないのも、この公と民のバランスという点から見ると、またバランス的には公立が少ないというふうに思うんですけども、その点についての認識を伺います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 市では、児童福祉法に基づき保育の実施責任を担い、公共性の高い保育園の運営を公共性の高い社会福祉法人に担っていただいております。子供たちに対する質の高い保育サービスの提供を公私にかかわらず適切に行っていると考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 繰り返しになりますけれども、この質について、どちらがよりすぐれているということではなくて、それぞれ違った特色であるとか、役割があるというふうに思っています。

また、保護者のニーズという点では、東京都が昨年行った保育ニーズの実態調査では、約52%の保護者の方が公立保育園を望んでいるけれども、実際に利用しているのは17%のみという報告もあります。保護者のニーズに応えるという点においても、やはりこの公立保育園には一定の数を維持するという必要性があると思うんですけども、その点についての御認識を伺います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 繰り返しになりますけれども、市内の私立保育園におきましては、子供たちの最善の利益を考慮した公共性の高い保育園運営を行っていただいておりますことから、公私にかかわらず保

護者の保育ニーズに応えられるよう、今後も適切な保育の提供を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） こちらも繰り返しなんですけれども、どちらがいいということではありませんが、それぞれ違ったよさと違った役割があるということを私は思っていますので、ぜひ、いま一度公立保育園の役割と必要性について考えてみていただきたいというふうに思います。

続きまして、この公立保育園の維持、発展についてのところに移りますが、市長の御答弁で、民間活力の導入を含めたさまざまな方策というふうに御答弁がありました。平成22年には45.6%の割合で存在した公立保育園が、28年には35.8%にまで減ってしまったという背景には、やはりこの公立保育園の整備費、運営費が一般財源化されたということが大きな要因だというふうに思います。

この場所でも以前にも御紹介したとおり、公立保育園の運営費については、国会の答弁で、地方交付税の算定に当たり、従来の国庫負担金分も含めた地方負担の全額について、基準財政需要額に適切に処置されるよう、各市町村の実際の公立保育所の入所児童数に応じた補正を行っているという高市早苗総務大臣が国会で答弁をしています。

同時に、高市総務相は、公立保育園の施設整備及び運営費については、国庫補助金の一般財源化による影響が生じないように適切な地方財政措置を講じているとも答弁しています。従来と同様の財源措置があるのであれば、公立保育園を維持、拡充するということが十分に可能だと思うんですが、その点についての認識を伺います。

○子育て支援部副参事（梶川義夫君） 地方交付税の算定におきましては、公立保育園運営費が含まれておりますが、実際、補正係数が加味される理論上の措置でありまして、歳入は市の施策全体での措置となっております。こうしたことから、公立保育園の運営費としての所要額を見込むことは難しいというふうに認識しております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 確かに、その基準財政需要額にどのように反映されているか、公立保育園として入ってこないのわかりづらいということはあると思うんですけれども、財政措置がされているということは間違いないわけですから、公立を維持、拡充するかどうかというのは財源の問題ではなくて、市の姿勢の問題ではないかと思えます。その点について、再度認識を伺います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 将来の市を取り巻くさまざまな状況を想定しながら、公立保育園のあり方を検討していくとともに、待機児童解消や今後の幼児教育、保育の無償化の動向を踏まえまして、保育施設の適切な整備等を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 幼児教育と保育の無償化という御答弁もありましたけれども、この無償化によって待機児童がさらにふえるということを多くの専門家が指摘をしています。今後の課題として、施設の老朽化という御答弁もありましたけれども、計画的な修繕を行うことはもちろん、公立保育園の維持、発展についても、その必要性を再度認識していただき、前向きな検討を行っていただきたいということを強く要望いたします。

続きまして、③の保育士の処遇改善について、処遇改善については市も必要だというふうに認識されているということですが、今、保育士の皆さんがどういう状況に置かれているのか、市がどのように認識しているの

かを確認させてください。

○保育課長（関田孝志君） 保育士の現状についてでございますが、賃金のみならず、一部報道でも言われているように、直接的な保育以外の準備や事務に要する業務等、煩雑な労働環境にも問題はあるのではないかとこのように考えてございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） まさにおっしゃるとおりで、賃金も低いけれども、加えて過酷な労働環境、これが現在保育士が置かれている状況であるというふうに思います。

まず、賃金の面では、御答弁でもあったように、保育士不足が深刻化する中、国や東京都もこの間、賃金アップのための取り組みを行っていると思うんですけども、それでも今保育士不足というのは解決されていないわけです。その理由について、認識を伺います。

○保育課長（関田孝志君） 先ほど申し上げた内容につながるものではございますが、保育士の確保には、賃金のみならず、働きやすい環境づくりが必要であると考えております。働きやすい環境づくりについては、キャリアアップに資する研修の実施、事務の軽減や保育士確保に資する補助などを充実することにより、改善を図りたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 保育士という仕事ですけれども、乳幼児が健やかに発達するための月齢に応じた専門的な知識や経験が必要とされるだけでなく、幼い命を預かるという大変重い責任もある、とても専門性の高い職業であるというふうに認識しています。にもかかわらず、全産業と比較しても本当に賃金が低くて、半数に近い方が20万円以下という状況に置かれています。保育士不足を解消するためには、労働条件の、労働環境の整備とともに、大幅な賃金アップが必要だというふうに考えるんですが、その点についての市の認識を伺います。

○保育課長（関田孝志君） 国で実施している保育士等処遇改善加算や東京都の独自のキャリアアップ補助等に対する効果を踏まえ、今後も引き続き賃金等の改善、処遇改善の実施が必要であるというふうに考えてございます。

○3番（上林真佐恵君） 国と東京都でもそういうことを行っているということですが、やはり賃金と労働環境の整備、この抜本的な改善が求められていると思います。

ちょっと確認なんですけれども、先ほど御答弁もありましたけれども、これが保育士不足の大きな要因になっていると思いますので、保育士の処遇改善といった場合は、賃金アップと労働環境の改善、この両輪で進めるべきだと、市もそういうふうに思っているのかどうか、念のため確認をさせてください。

○保育課長（関田孝志君） 賃金問題と労働環境の問題につきましては、相互に関係しつつある問題であるというふうに考えてございます。このことから、働きやすい環境づくりにつきましても、賃金改善と並行して取り組んでいく必要があると、このように考えてございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

そこで、保育士確保するための市の役割と課題はというところに移っていくわけなんですけれども、市でも、この間、保育士を確保するためのさまざまな取り組みを行っていると思います。先ほどガイドラインのところでの質問で、市が独自で指導検査を行って、職員の健康診断や労働条件にかかわる運用を適正に行って

いるかを確認しているということもわかりました。

あとは、やはり市独自で保育士の賃金アップを行うことが、最も保育士確保のためには成果があるのではないかと思うんですが、御認識を伺います。

○保育課長（関田孝志君） 賃金改善について、国の保育士等処遇改善加算及び東京都のキャリアアップ補助を活用することで、1人当たり2万円以上の賃金改善が図られていると、一定の効果が出ていることから、市の独自の事業としては、福利厚生面や労働環境の改善を中心に働いていきたいという認識でございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 国も東京都も市としても、さまざま取り組みをしているんだけど、それでも改善をしてきているんだけど、でも当市でもまだ保育士が集まらないために開園ができないというような状況もありますし、まだ保育士確保には苦慮しているという現実というのが、現在の状況ではないかというふうに思います。それは、つまりまだ改善が不十分であるということではないかと思うわけですが、市の独自の賃金アップを行っている自治体としては、以前にも明石市の取り組みを御紹介しましたけれども、今度、つくば市でも平成27年4月より市内の保育士に対して月3万円の直接支給を始めたということです。やはり国や、つくば市の場合は県ですかね、その補助内容では不十分ということで、市でも独自にやるところがふえてきているということだというふうに思います。

保育士の処遇改善というのは、待機児童解消のためにも必要不可欠であり、本来であれば国を挙げての、本当に抜本的な根本的な対策が必要だというふうには思うんですけども、それが実現するまでの間は、暫定的に自治体が独自の処遇改善を進めることが重要ではないかと思えます。その点について、再度認識を伺います。

○保育課長（関田孝志君） 今後、国の動向や市内保育園との情報共有を行いながら、さらに市として処遇改善が必要かどうか、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 市のほうでも保育士の処遇改善の必要性というのは十分認識しておられるかというふうに思いますので、引き続きさまざまな方策の検討とともに、賃金アップということについても具体的に検討していただきたいということを要望いたします。

この項目については以上です。

○議長（押本 修君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時28分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○3番（上林真佐恵君） では、午前中に引き続きまして質問を行います。

2番の子育て施策について、①の妊婦健康診査の助成について伺います。

助産院でこの受診票を使えるようにしてほしいという声があるんですけども、助産院での使用は難しいという御答弁だったんですが、必要性についてはどのように考えているのか、再度市の認識を確認させてください。

○健康課長（志村明子君） 妊婦健康診査受診票は、基本項目のほか、選択項目として医学的検査を含んだ内容となっております。医学的検査は、保健師助産師看護師法などにおいて、助産師が単独で行ってはならないと

されておりますことから、妊婦健康診査受診票の助産院での使用の必要性は低いと考えております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 医学的検査、主に血液検査などが当たるのかなと思うんですが、そういう場合は必要に応じて医療機関を受診する必要があるということだと思います。ただ、そのことが助産院で受診票を使えなくてもいいっていう、その必要性が低いということにはならないのではないかなというふうに思うんですけども、続いて、助産院の特徴についても教えていただけないでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 助産院は、医療法に基づき、助産所として規定されている施設で、助産師が公衆、または特定多数の人のためにその業務を行う場所となっております。また、分娩施設としての助産院の特徴としましては、正常な分娩と正常な新生児を取り扱うことであると認識しております。

分娩を取り扱う助産所の開設者は、分娩時等の異常に対応するために、医療機関において、産科または産婦人科を担当する医師を嘱託医師として、また診療科名に小児科を有し、かつ新生児への診療を行うことができる医療機関を嘱託する病院などに定めておくことが法律で義務づけられております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） あくまでリスクなどがない妊婦さんに限られるということだとは思いますが、助産院で実際に出産をされたという方からもちょっとどういう違いがあるんですかということを知りたいんですけども、大変アットホームな雰囲気な中、夫だけではなく兄弟の立ち会いのもとに出産をされて、夫がへその緒を切ってくれた、また助産師さんがつきっきりで痛いところをさすってくれたり、産後も手厚いフォローがあったりということがあって、かなりきめ細かい対応があって大変満足されているというお話でした。

そこでお尋ねしたいんですけども、市内の分娩施設の種類の、それぞれの件数を教えてください。

○健康課長（志村明子君） 市内の分娩可能な施設につきましては、助産所が1施設、医療機関として有床診療所が1施設となっております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 現在、市内には助産院と医療機関1施設ずつということですので、市内の妊婦さんがどちらの分娩施設を選んでも、近隣他市を選ぶということとか、里帰りということももちろんあるとは思いますが、どちらを選んでも同じように受診票が使えるようにしていただきたいというふうに思います。

こちらの今の今後の課題というところに移りたいんですが、現在受診票を助産院で直接使えることが可能になっている自治体はあるのでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 他市の状況としましては、八王子市が医療機関のほか、公益社団法人東京都助産師会八南分会に加入し、妊婦健康診査事業に協力する助産所と委託契約を行っているとのことでありまして。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 八王子市では使える。全部じゃないけれども、その委託契約を行っている助産院であれば、受診票を直接使えるということだと思います。

当市で仮にこの助産院で受診票が使えるというふうに変えた場合、市ではどのような事務手続が必要になるのか、また必要な財政負担はどの程度になるのか教えてください。

○健康課長（志村明子君） 現在、市では、東京都が策定した区市町村統一要綱に準じて実施要領を策定し、区市町村で統一された内容や契約方法などで妊婦健康診査を東京都内全域の医療機関で実施しております。また助産院で妊婦健康診査を受診した方に対しては、助成金を支給しております。

助産院では医学的検査が行えないことから、妊婦健康診査受診票の使用は困難であり、また必要性も低いと認識しております。

このことから、現時点におきましては、助産院での妊婦健康診査票の使用についての検討は行っておらず、使用にかかる事務手続等、財政負担も含めて把握等はしておりません。

以上です。

○3番(上林真佐恵君) じゃ、現在の発行していないということでしたので、現在助産院で妊婦健診を受診した場合、後で助成金が支給されるということになると思うんですが、この支給を受けるための手続について、どのようなことが必要なのか教えてください。

○健康課長(志村明子君) 助成金の手続を含めた流れについてでございますが、出産後1年以内に保健センターの窓口で申請をお願いしております。必要な書類は母子健康手帳、未使用の妊婦健康診査受診票、助産院で受診した妊婦健康診査で要した金額が確認できる領収書の写しの3点となっております。また、申請書は市ホームページからダウンロードできるようにしております。その後、市から助成金決定通知書及び助成金請求書を郵送し、申請者の方に必要事項などを記入していただいた請求書を保健センター宛てに同封の返信用封筒で返送していただいております。その後、口座振り込みにより助成金をお支払いしております。

以上でございます。

○3番(上林真佐恵君) 産後新生児を抱えて、その助成金の申請のためにさまざま手続、書類を用意したりっということもなかなか負担があるのかなというふうに思います。助産院との委託契約という形であれば、市としても後から償還払いをするという手続がなくなるので、市の事務が軽減されるということも期待されるのではないかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

○健康課長(志村明子君) 市では、東京都国民健康保険団体連合会を妊婦健康診査の審査支払い代行者として、各医療機関へ委託料を支払っております。この支払い方法に助産院は適用されないことから、助産院との委託契約による市の事務の軽減は見込めないものと認識しております。

申請手続のための保健センターの来所につきましては、3～4カ月健診など、事業に利用のついでなど、出産後1年以内の無理のない範囲でと御案内をしているところであります。

以上です。

○3番(上林真佐恵君) 先ほど、お話を伺った方も、本来であれば助産院で受診票を使えたらいいんだけどというようなことをおっしゃってましたので、要望としてお伝えしておきたいというふうに思います。

妊娠、出産というのは、母親にとってはそれが何回目であっても、体の著しい変化や、時には命の危険ということも考えられる本当に大きな出来事だと思います。全ての母親と家族がこうやって産みたいと望む出産ができるよう、助産院でも直接受診票を使えるようにぜひしていただきたいというふうに思います。

後で助成金が支給はされるということですが、まずはその行ったときに、健診のときに5,000円なりそれ以上の費用を立てかえるってことが必要になります。結局、その助産院では、本当は出産したかったんだけど、ちょっとそれをずっと立てかえるのは難しいということで医療機関を選んだという妊婦さんのお話も伺いました。ぜひ子育て支援の一環として、実現していただくことを強く要望いたしまして、次の項目に移らせていただきます。

18歳以下の医療費無料化について。

こちらについては、現在市が行っている中学生までの医療費助成の年齢の引き上げ、また小学生以上の子供

の窓口負担の無料化、そして所得制限の撤廃ということを求め、これまでも繰り返し要望を行ってきました。市長答弁でありましたけれども、本来であれば、全国どこでもひとしく安心して医療が受けられる環境づくりというのが求められていると思います。本来であれば、国が制度化すべきだというふうには思うんですけども、残念ながら現状はそうになっていないわけで、それを市民の声と運動が自治体を動かしてきたというふうになってると思います。現在全ての自治体で、何らかの医療費助成が行われていますが、対象年齢の拡大、窓口負担、所得制限の廃止ということも広がってきています。22歳までを無料とするっていう自治体もあらわれているんですが、18歳以下、高校卒業までを助成するっていう自治体もふえてきています。今これが何割ぐらいになるのか、もし御存じでしたら教えてください。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 厚生労働省の平成29年度乳幼児等に係る医療費の援助についての調査によりますと、市区町村の実施状況といたしまして、18歳年度末までの児童の通院を助成している市区町村の数は474市区町村、全体の数が1,741市区町村で、およそ27.2%となっております。

○3番（上林真佐恵君） 本当にそれだけ多くの自治体が必要を感じて制度化してきたということだと思います。

先ほども申し上げましたが、本来であれば国がやるべきだっていうふうには思うんですけども、実現するまでの間は暫定的にやはり自治体が助成を行うべきだというふうに思います。

独自の努力で18歳までの医療費助成を行う自治体も3割に迫って、22歳まで無料にする自治体もあるということなんですが、こうした動きについて、市はどのように分析をしているのか教えてください。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 新聞報道などによりますと、子供の医療費助成が子供の健康を守るためだけでなく、自治体によっては、若い世代の転入促進を期待した施策として実施されていると捉えている報道も見られ、そのような一面もあるのではないかと考えております。

○3番（上林真佐恵君） そうですね。若い世代の転入促進だとか、少子化対策っていう視点ということもあるかと思うんですけども、やはり根底にある目的は、子供の命と健康を守るための必要な取り組みとして実施しているのではないかと思います。当市ももちろんそうだと思います。

保護者にとっては、安心して医療を受けることができる、本当にありがたい制度です。国の制度化を待つのではなくて、市独自の努力でぜひ拡充を検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 子供の医療費助成により、子供の健康を守ることは大切なことと認識しております。市といたしましては、次世代を担う子供たちの健全な育成のため、市の今後の厳しい財政状況と財政需要を考慮しながら、引き続き助成制度を適切に実施していくとともに、先ほど市長からも御答弁いただきましたが、少子化対策として国の責任において、全国にひとしく制度が整備されていくことが必要であると考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 子供たちが必要な医療を受ける権利を保障する責任というのは、国ももちろんですけども、自治体にもそれはあるというふうに思います。

窓口負担と所得制限をなくし、年齢を18歳まで引き上げるこの完全無料化の実施っていうことだと、なかなか市も決断するのに勇気が要るのかなっていうふうに推測するんですが、どれか1つからでも始めてほしいということを改めて要望したいと思います。

窓口負担とのかかわりで、ちょっと御紹介したい調査結果があるんですが、18歳以下のお子さんで、病院に

かかる割合として多い医療機関の一つというのはやはり歯科、歯医者さんというふうになると思うんですけども、東京歯科保険医協会がことしの3月4日に発表した学校歯科治療報告書での報告です。

この調査は、昨年10月に東京歯科保険医協会が東京都の子供の口腔内の実態を、口の中の実態を把握し、都内の子供が安心して歯科医療を受けられる体制を広げることを目的に行ったもので、都内の全小中学校に協力を依頼し、489校から回答が寄せられたというのですが、調査報告書によると、口腔崩壊と呼ばれる虫歯が10本以上あるなどしてかむことが困難になってしまった状態の子供がいる小学校の割合が、23区では約3割だったのに対し、多摩地区では5割に上ったという調査結果でした。なぜ23区に比べて多摩地区では多くなってしまうのか、要因はどこにあると思われるか教えてください。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 要因につきましては、保護者の健康に対する意識の低さ、ネグレクトや家庭の養育力の不足、生活習慣の乱れ、就労で通院時間がとれない、経済的に困難など、さまざまな要因が考えられると思います。

同じ調査報告書で、口腔崩壊の事例について、自由意見欄の回答を分析しております。報告では、1つの理由だけでなく、さまざまな要因が絡み合っている事例が多く、何かしらの問題を抱えている家庭の子供に口腔崩壊が起きている様子が見られたと報告されております。このことから、複数の要因を抱えている御家庭の割合の差異といった要因があるのではないかと推察されるところであります。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） もちろん複合的にいろんな理由が重なってってことはもちろんあると思うんですけども、この報告書では、多摩地区等の学校では口腔崩壊と考える子供がいた割合が多くなり、特に小学校では半数に見られる。受診率の結果もあわせて考えると、医療費助成の有無が口腔状態に影響を及ぼしていると考えられるというふうに報告はされています。これは23区では窓口負担がないということ、ゼロ、無料ということに対し、多摩地区では窓口負担があるということが要因だということだと思います。

そこで、伊の市の役割と課題というところに移りたいと思うんですが、当市でも行われているこの窓口負担200円、これを無料にした場合は、どのくらいの財政負担が必要になるのか教えてください。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 平成29年度の義務教育就学児医療費助成制度の実績から試算したものでありますが、窓口一部負担金200円を無料にした場合、年間およそ1,350万円が必要となります。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 市長答弁にもありましたけれども、子供の健康を守るための取り組みとして、予防に努めるって本当に大変重要なことだと、重症化を防ぐってことは大変重要なことになると思います。特に歯科、歯医者さんの場合、重症化を防ぐためには三、四カ月に1度、定期的に健診に行くってことも必要になってきますし、もしも、ちょっと大きな虫歯、進行してしまったってことになると、毎週ちょっとしばらく通ったりという必要性が出てくるので、そのたびに窓口負担があって、またお子さん2人、3人ってなってくると、やっぱりこれ、結構重い負担になってきて、それが受診抑制っていうことにつながってしまうっていう、そういう家庭が多いってのが、先ほどの調査で明らかになったことなんではないかというふうに思います。子供の健康を守るための取り組みとして、窓口負担をなくすっていうことがすごく大きな成果につながるのではないかと思います。その点についての認識を伺います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 東京都内に住む子供が同一の制度のもとでひとしく医療を受けられない状態につきましては、その改善を東京都市長会を通じて、東京都に継続して要望しているところでございます。ま

た保護者及び児童への健康管理や予防の知識、適切な受診などについての周知、啓発を行うことによりまして、適切な時期に適切に受診を促すということが、子供たちの健康を守る上で重要なことと考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 親としても連れて行きたい、そろそろ行かなきゃっていうことがあっても、ちょっと給料日前で苦しいとか、そういういろいろそういう事情なんかもあると思います。ぜひ何か1つでもやっていただきたいっていうふうに思うんですけども、財政負担については、これまでも何度か質問させていただきまして、例えば当市の場合、所得制限をそのまま18歳まで年齢を拡大した場合は、およそ2,200万円という御答弁でした。18歳までの入院費のみを助成した場合の試算も昨年9月議会の際にさせていただいたんですが、恐らく200万円ぐらいだろうという御答弁でした。まずはこの第一歩として、入院費の助成からでも、一番費用負担としては少ないこの入院費の助成から始めてほしいという要望も、昨年の9月議会の際に行っています。

市においても、子供の医療費助成の必要性については十分に認識されているというふうに思います。財政負担ということがありますが、子供の命と健康という何より大切なものを守るため、これは大変意義のある事業ではないかというふうに思います。年齢の引き上げや窓口負担、所得制限の撤廃、入院費の助成、どれか1つからでもぜひ踏み出してほしいということを引き続き強く要望いたします。

続きまして、3番、給食費の無償化についてお伺いします。

まず、必要性について再度確認をさせていただきたいのですが、給食無償化をする自治体がふえているということで、この間御紹介もさせていただいてますが、そのことについて、市はどのように分析をしているのか、また無償化の意義をどのように考えているのか教えてください。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 市長からの答弁にもございました、学校給食費の無償化等の実施状況の調査結果によりますと、公立小中学校ともに給食費の無償化を実施している自治体は76自治体、小学校のみが4自治体、中学校のみが2自治体でありました。この自治体の特徴を見ても、小規模な自治体が多いこと、また目的として、食育の推進や少子化対策、定住、転入の促進などが挙げられておりました。幾つかの自治体に確認をしましたところ、無償化になってよかったと、そういう声は聞いている一方、無償化の目的に対する成果などについては、自治体として検証されていないため確認できないと、このようなことから、無償化を導入した自治体との規模の違いであったり、多額の財源の投入に対する成果の面からも、現時点において無償化の意義については確認できていない点が多いと考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 多額の財源の投入に対する成果という御答弁もありましたけれども、教育とかにかかわる施策っていうのは、なかなか成果っていうのは目に見えて学力とかっていうものと違いますので、なかなか目に見えて数値的に上がってくるというようなものではないっていうふうに思うんですけども、ことしの3月議会の際で取り上げた際にも、給食は生きた教材として、食育の推進に活用しているの、教育の一部を担うものっていう、そういう認識だという御答弁もありました。

義務教育の一部であれば、私は当然無償化されるべきだというふうに考えているんですけども、現状はお子さんの人数に比例して負担が重くなってしまうという制度になってしまっています。産めば産むほど負担がふえるっていう制度は、少子化対策っていう面から見ても逆行しているというふうに思っています。ことしの3月議会の際に、仮に多子軽減を行った場合の試算として、市ではしてはないということでしたので、葛飾区と武蔵村山市の例をとって御紹介したんですが、その後当市としても試算を行うなどの検討をしたのかどうか

教えてください。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 多子世帯を対象とした軽減につきましては、第3子以降無償化した場合は、当市の児童・生徒数で年間約3,300万円の財源確保が必要となり、その他給食費管理システム化の費用など、そういったものが必要になってくると考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 目に見える成果っていうのはすぐに出てくるようなものではないと思うんですが、義務教育は無償であるとして、また子育て支援という視点から、当市でも一部補助から始めるって意義はあるのではないかっていうふうに思います。少なくとも日本一子育てしやすいまちを掲げる当市で、産めば産むほどお金がかかってしまうっていう現状は変える必要があると思うんですが、その点についての市の認識を伺います。

○学校教育部長（田村美砂君） 当市におきましては、給食の献立におきまして、旬の食材の活用を図ったり、また調理方法を工夫して提供することによりまして、現在給食費を安価とする工夫で対応しております。給食費の1食当たりの単価が、多摩地区においても低く抑えられているような状況も現実としてはございます。

また、繰り返しになりますけれども、経済的な理由により給食費の負担が困難な御家庭には、就学援助費において給食費の全額を支給させていただいております。

こういったことから、子育てをされている世帯の負担の軽減を市としても図っているものと認識しております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 確かに就学援助という制度もあるんですけれども、以前相談を受けたケースでは、お子さんが4人いらして、下のお子さんたちの給食費を初めとした教育費の負担が大変重いという御相談でした。上のお子さんがもう働いていらっしゃるということで、その収入も合算されてしまうために、就学援助の認定には至らず、でも大変生活が苦しいという御相談でした。上のお子さんも働いているとはいっても、家を出てひとり暮らしができるほどの収入があるわけでもなく、奨学金の返済など、そういうことに充てる必要もあるってことで、それがなかなか家計に入れてもらうっていうようなこともちょっと難しいような状況で、そういう実際に生活が本当に苦しいだけ就学援助を受けられないというケースもあるというふうに思います。

そういうことを考えると、給食は教育の一環であるという視点で、まずは一部補助についての検討を引き続き行っていただくことを強く要望いたします。

この点については以上です。

続いて、4番の子ども食堂についての質問をさせていただきます。

東京都の補助制度についての詳細ですが、こちら、きのう他の議員の質問に対する御答弁でも、東京都の詳しい補助事業については内容を伺いましたので、手続について、実際にこの補助金を市民の方が使うためには、どういった手続が必要なのか教えてください。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 他の議員にもお答えしましたとおり、東京都の補助事業は子ども食堂の運営を支援する市区町村への補助となっております。子ども食堂の活動、1回当たり1万円で月2回、1食堂当たり年間24万円を上限としております。対象経費といたしましては、子ども食堂の運営に必要な経費で、人件費は対象外となっております。対象となる子ども食堂の条件といたしましては、月1回以上の開催、地域の子ども食堂が情報共有を行うための連絡会に参加していることなど、幾つかの条件が挙げられております。申請等

の具体的な方法につきましては、今後社会福祉協議会と調整してまいります。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） どういう手続が必要なのかということについて教えていただきたいと思います。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 制度自体を今後社会福祉協議会と調整しながら進めていきますので、手続に関しては、そちらが調整ができ上がり次第、お示しという形にはなるかと思います。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） では、次に、現在社会福祉協議会が行っている補助制度があると思うんですけども、そちらとの併用は可能なのかどうか教えてください。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 子ども食堂の同じ支出費用に対して、補助金を二重に受けることはできないんですけども、別の経費であれば可能というふうに伺っております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 部分的に可能ということであれば、市民にとっては選択肢が広がるということになりますので、早急に使えるようになるように引き続き進めていただきたいというふうに思うんですが、まだ具体的なもの、ことっていうのは未定ということであると思うんですけども、例えばこれから申請ができるようになって、実際補助がおりるというふうになった場合、ことしの4月からさかのぼって補助を受けるっていうことは可能なのかどうか教えてください。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 現在、社会福祉協議会と連携した補助制度を考えておりまして、時期は東京都からの補助内示以降となりますが、その場合、4月にさかのぼって適用可能ということを伺っております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

また、きのうの他の議員での御答弁の中で、東京都の補助が3年間なので、3年間限定なんだというお話もあったかと思いますが、ぜひ3年後も引き続き継続をしていただきたいということもぜひ検討していただきたいというふうに思います。

続いて、このイのほうに、市の役割と課題というところに移っていきたくんですけども、子ども食堂については、今までも、ことしの3月にも取り上げてるんですけども、その後、新しく子ども食堂、開設したいという御相談も受けたり、東京都の補助金についてどういうものなのかというようなことを私も問い合わせを受けてるんですけども、市のほうからもこの補助金に対するお問い合わせですとか、ほかにも相談や御要望など、どういうものがあつたのか教えてください。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 新しい子ども食堂の開設につきましては、社会福祉協議会のほうへ1件、相談が来ているというふうに伺っております。東京都の補助金につきまして、市民の方からの問い合わせ等、あと新しい開設について、市のほうには問い合わせは来ておりません。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 引き続きそういう市民の方からの御相談とかあつた場合には、ぜひ寄り添って、引き続き市としても支援をお願いしたいというふうに思います。

子ども食堂が全国に広がってる背景にあるのは、やはり子供の貧困ということだと思うんですけども、子ども食堂で貧困そのものの根本的な解決ができるってことではないと思うんですけども、ただ豊島区で先駆的に子ども食堂を始めた方は、子ども食堂は気づきの場というようなことを話しておられたのが、非常に印

象に残っています。子供の貧困っていうのは大変見えづらくて、その方も出会って何年もたってから、実は貧困家庭で、さまざま支援をしているお子さんがいたっていうことがわかったというようなケースもあったということです。気づきの場でもあり、また地域のつながりの場でもある子ども食堂を運営する市民の皆さんをぜひこれから応援するっていう立場で市としても引き続き頑張っていたいただきたいというふうに思います。

この項目については以上です。

続いて、5番の子供の貧困実態調査について伺います。

御答弁の中で、子ども・子育て支援ニーズ調査の中で、子供の貧困に関する項目を盛り込むということだったんですけども、どの程度のボリュームですね、もともとの調査がありますので、どの程度この貧困ということについて質問を盛り込むことが可能なか教えてください。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 質問項目や量、ボリュームなどにつきましては、現在検討中でございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 実態調査については、既に他市や東京都も行っておりますので、ぜひそういう実際に行われた質問なんかもぜひ研究していただきたいというふうに思います。なかなか難しいところだとは思いますが、実態調査の第一歩として、まずこの中で見えてくるものっていうのがあると思います。

先ほど、子ども食堂のところでも申し上げたんですが、本当に子供の貧困って大変見えづらくて、貧困を恥ずかしいっていうふうに隠す方もいらっしゃいますし、行政に助けをなかなか求められないという方も多くいらっしゃるというふうに思います。相対的貧困ということが問題になってますけれども、ぱっと見、外からすぐ見て「あ、何か困っている子だな」というのはなかなかわからないことだと思いますので、ぜひ市内の子供たちの実態を市としてしっかりと把握するってことが必要なんではないかというふうに思います。

この今後の課題というところに移るんですけども、今回行われる子ども・子育て支援ニーズ調査の中でのこの貧困調査っていうのがどの程度のものになるかというのは、ちょっとまだわからない部分もあるかと思うんですけども、場合によっては、やはり本格的な実態調査も必要になってくることもあるんじゃないかなというふうに思います。今後、市としてしっかりと腰を据えて子供の貧困対策を行っていくことも視野に入れていくことが必要んじゃないかなってふうに思うんですけども、その点についての認識を伺います。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 子ども・子育て支援ニーズ調査の結果を見ながら、また東京都や他の自治体の調査結果なども参考にさせていただきながら、研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 子供の貧困対策としては、地域子供の未来応援交付金というものがあるかと思うんですが、こちらについての詳細を教えてください。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 地域子供の未来応援交付金の詳細ではありますが、実態調査、分析及び支援ニーズに応える資源量把握と、支援体制の整備計画策定、子供たちと支援を結びつける事業、連携体制の整備、地域ネットワーク形成のための市町村関係職員、その他の支援活動従事者等を対象とする研修事業の3つの事業となっております。実態調査と計画の策定は、補助率が4分の3、補助上限が合算しまして225万円となっております。他の2つの事業につきましては、補助率が2分の1、補助上限が、順に400万円と125万円でございます。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） ただいま課長のほうから補助金の詳細について御説明させていただきました

が、いずれのこういった補助事業を実施するに当たりまして、市の負担が生じることとなります。市としましては、子育て支援施策を実施していく上で、限られた財源という中で、他の事業もさまざまございます。何がやはり一番有効かっていうようなことを考えながら、事業の実施を図っていく必要があると考えております。

また、今回貧困の項目につきましては、ニーズ調査の中で実施をしておりますので、その項目なども含めて、今後市としては計画をつくっていくような形というふうに考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） この交付金、あるんですけども、やっぱり市の負担が生じるっていうことで、東京都とか政令市とか、やっているとところはあるけど、なかなか市とかそのところでは進んでないというような新聞記事も私も拝見しました。

ただ、今回のニーズ調査の中で貧困調査も位置づけてやっていただけるということなので、まずは、このニーズ調査の中での貧困に対する調査というものを着実にやっていただくということをまずはしっかりとやっていただいて、そこからまずひとつ課題っていうのは見えてくるのではないかなというふうに思います。

東京都でも実態調査って行われていまして、私もちょっと報告書とか見たんですけども、やはり東京都全体ということじゃなくて、当市の、我がまちの子供たちの実態を捉えるってことが必要ではないかなというふうに思います。この交付金を活用していくってこともちょっと念頭に入れて、引き続き子供の貧困対策を進めていただくことを要望いたします。

この項目については以上です。

それでは、最後の子どもの権利について、子どもの権利条例について、まず必要性について伺いますが、市長の御答弁の中で、子どもの権利条約の精神を尊重し、子どもの権利の保障、擁護を目指し、子供たちが健やかに成長できる環境づくりを進めるということでした。この視点、本当に素晴らしいことであるというふうに思います。基本的な認識の確認をしたいんですが、子どもの権利といった場合、それはどういうものというふうに考えるのか、市の認識を伺います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 国連が平成元年に採択いたしました子どもの権利条約におけます子どもの権利につきましては、人間として尊厳を持つ社会の一員として位置づけられるべきものとされていると認識しております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 本当にそのとおりだというふうに思います。昨今、権利にはまず義務を伴うというように誤った認識も広がっているということもありますし、ブラック校則とかっていうことで、ちょっと報道もされてましたが、生まれつき髪が茶色い生徒に対して黒く染めることを強要するだとか、下着の色まで指定してそれをチェックするとか、子供は未熟で未完成なので、一部子供の人権っていうのは制限されてもいいというふうな、そういう風潮もあるというふうに思います。

しかし、憲法で規定された基本的人権というのは、人が生まれながらに持っている人間らしく生きる権利、侵すことのできない永久の権利である、これが子供にもあるということ、やはり市民の共通認識として再認識、再確認していくっていうことが大切だというふうに考えます。

とりわけ昨今では、虐待というのも本当に深刻になってまして、子どもの権利、人権を守ることが政治の責任として、どう責任として子どもの権利を守っていくかということが問われていると思いますが、その点についての市の認識を伺います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 国では、昭和26年5月に児童憲章を制定しております、児童福祉法や子ども・子育て支援法が、この児童憲章の理念に沿って制定をされてるところでございます。

市では、これらの理念や法の規定に基づきまして、これまでもさまざまな施策を構築し、実施、事業を展開してまいりましたので、今後もこういった児童憲章の理念に沿って、適切に事業等行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 児童憲章の理念というのも大変人権という点でございすばらしいなと思います。母子手帳なんかにも載ってますし、市の公共施設、ちょっと今ぱっと思いつかないですけど、何かいろんところで見た記憶があるということで、こういう理念に基づいて市の施策を実施してこられたということで、ぜひ引き続きお願いしたいというふうに思います。

市長の答弁の中で、宣言や憲章をつくっていく、そういうことを検討しているというような御答弁もありました。この宣言や憲章をつくるというのも、市民に広く子供の権利についての認識を共有するという点で大変意義があるというふうには思うんですけども、この市民の共感とか、行動意欲の醸成というものを広く浸透させていくためには、内容の検討の段階から市民や子供自身にもぜひかかわってもらって、たくさん議論しながらつくっていくことが大切だというふうに考えています。

きのうの他の議員への答弁の中で、子供にも参加をしてもらっていくというようなお話があったと思うんですけども、もう少し詳しく具体的な手法として考えていることがあれば教えてください。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 昨日の答弁とまた同様になりますけれども、宣言または憲章の文案の作成に当たりましては、教育委員会や学校の協力のもとに、子供たちの参加、参画が望ましいということは認識してるところでございます。さらに、子供たちが参加するイベントなど、子供たちの意見を聞ける機会や場を捉えまして、今後検討してまいりたいと考えております。

さらに、大人の意見につきましては、東大和市の子ども・子育て支援会議がございしますので、そちらや、青少年関係の会議や団体も多数ございしますので、そちらの協力も得たいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） ぜひ広く子供たちの意見、また大人の方の意見、本当に広い市民の皆さんの御意見をいっぱい聞いて、たくさん議論をして、そういう中で丁寧にこれを作成をしていただきたいというふうに思っています。

このイの、これは条例の検討状況と課題はというところに移りたいんですけども、当市では条例の制定は検討していないということだったんですけども、きのうも御答弁ありましたけれども、条例と憲章、宣言、この違いということで御答弁あったかと思いますが、条例には法的実効性があるということで、これはとっても大切ではないかというふうに思っています。こうしたものがつくって終わりっていうふうにならないために、継続的にその理念を広く市民の共通認識にしていくことが重要だと思います。

きのうも厚生文教委員会の視察について、委員長がおっしゃってましたけれども、岩倉市で子ども条例を制定したということで、そのお話を伺ってきたんですけども、岩倉市では条例を制定した後に、行動計画というものを策定して、岩倉市子どもの権利の日っていうのを制定して、その日を含めた1週間程度ですかね、子どもの権利を考える週間というのを設けて、学校教育の中で子供たちに人権について勉強をしているという取

り組み、また保護者に対しての理念を勉強する学習会なども開催しているという取り組みがありました。

子どもの権利条約の理念を地域で、やはり大変すばらしいものなので、この身近な地域の中で具体化して施策に反映するためのものとして、憲章、宣言というものも大変すばらしいことだとは思いますが、まずはこれを第一歩として、その先に継続させていくということで、条例制定ということもぜひ検討していただきたいと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 昨日もほかの議員に御答弁させていただきましたが、市といたしましては、憲章または宣言を行うことで、大人や子供、市民の皆様にも簡潔にわかりやすく覚えやすい、市の子供と大人の共通した理念、ビジョンが示せるものというふうに考えておりますことから、条文形式で難しいわかりにくい印象を持たれるようなものについては考えておりません。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 憲章、宣言というのも、本当おっしゃるとおりで簡潔にわかりやすく、すぐぱっと入ってくるものだと思いますので、これはこれで私はすごくいいことだなというふうに思っていますので、どっちかということではなくて、またこの憲章と宣言というのは、ある程度ゴールが決まっている、市制50周年というこのゴールが、期間的なゴールが決まっているものだと思います。条例の制定となった場合には、やはり本当にただつくって終わりっていうんじゃなくて、子どもの権利条約の理念を広くやはり市民の皆さんの共通認識にすることが目的だというふうに思っていますので、十分な時間をかけて、子供を初めとした市民の皆さんの声をたくさん集めることがまず必要だと思います。

他市で子ども条例、この子どもの権利条例、制定した他市の例を見ましても、やはりかなり大がかりなアンケートですとか、委員会を設置したりですとか、かなり時間をかけて丁寧に十分な議論を行ってやってつくっていったというふうな経緯があるかと思います。まずは、子供を初めとした多くの市民の意見も聞きながら、憲章、宣言ということは、それはそれですばらしいと思いますので、その先に条例制定ということもぜひ検討していただきたいということを要望いたしまして、私の一般質問を終わりにさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、上林真佐恵議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 中間建二君

○議長（押本 修君） 次に、18番、中間建二議員を指名いたします。

〔18番 中間建二君 登壇〕

○18番（中間建二君） 公明党の中間建二でございます。通告に従い、平成30年第3回定例会における一般質問を行います。

冒頭、本日未明、北海道で大規模な地震が発生をしました。大規模な停電もいまだに続いております。被害の全容はまだ明らかになっておりませんが、今も自衛隊、消防、警察によって、懸命な救援・救助活動が行われております。被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、一人でも多くの人命救助が行われることをお祈りいたします。

当市におきましても、いま一度災害対応について、万全の体制整備を何とぞよろしくお願いをいたします。まず初めに、小中学校の冷房化の状況と活用について伺います。

この夏は、近年まれに見る猛暑、酷暑の夏となりました。まさにこの暑さそのものが自然災害に位置づけら

れたことは、初めてのことでなかったかと思えます。そのような中、学校施設の冷房化の必要性について、マスコミ報道等でも数多く取り上げられました。

私たち公明党市議団では、8月16日、17日と2日間、7月に発生した西日本豪雨災害によって4,600棟以上の浸水被害があった倉敷市真備地区を訪れ、現地調査とともに、倉敷市災害ボランティアセンターを經由してのボランティア活動に従事させていただきました。今回、ボランティア活動に従事した中で、避難所であり、またその後の復旧復興活動の拠点となる公共施設、中でも学校体育館の冷房化の必要性を痛切に実感をいたしました。

公明党市議団においては、小中学校の冷房化については、これまで一貫して要望を重ねてきた中で、当市においては、平成23年度から国及び東京都の財政支援を得て、着実に冷房化に取り組んでこられました。市としても大きな財政負担を伴う事業ではありますが、この夏の猛暑のような自然災害が発生した中でも、子供の健康と命を守り、教育環境を改善する上で大きな効果があったものと、改めて評価をするものであります。これまでの学校施設の冷房化の取り組みを高く評価しつつ、学校教育のみならず、広く市民福祉の向上に貢献できる学校施設の活用を推進する立場から、以下の点についてお尋ねいたします。

①として、これまで行ってきた小中学校の冷房化について、工事期間、教室の数、予算総額、財政負担等の詳細は、どのようになっているのか。

②として、今後、体育館等の冷房化に取り組んでいく考えは。

③として、夏休み期間を中心に、子育て支援や地域コミュニティの活動等に、冷房化教室などの積極的な活用を進めていくべきではないかと考えますが、それぞれ答弁を求めます。

次に、東大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略の現状の取り組みと進行管理について伺います。

当市においては、尾崎市長自身が日本一子育てしやすいまちを目指すことを大きく掲げてこられた中で、私は今任期のスタートとなる平成27年第2回定例会の一般質問において、市長が目指すまちづくりのビジョンを明確にし、進行管理を行っていくためにも、当市の総合戦略の策定にしっかりと取り組んでいくべきではないかと訴えさせていただきました。その後、策定された東大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、市長が選挙で掲げられた公約を踏まえ、当面する市政の課題と目指す方向性が明確に示されているものと評価しております。この総合戦略に基づいた施策の実施状況について、適切に評価しつつ、着実に成果を上げていただきたいとの思いで、以下の点についてお尋ねいたします。

①として、計画に基づく各施策の取り組みについて、現状をどのように分析、評価しているか。

アとして、日本一子育てしやすいまちについて。

イとして、転入促進と転出抑制について。

ウとして、健康寿命の延伸について。

エとして、生涯住み続けられるまちについて。

②として、各施策における重要業績評価指標（KPI）の目標値達成に向けて、どのような進行管理を行っているのか。

③として、計画期間が満了となる平成31年度（2019年度）に向けて、若い世代の人口増加を図るための具体的な施策について、どのように検討しているのか、それぞれお尋ねいたします。

次に、レセプトデータを活用した医療費抑制策の現状と今後の取り組みについて伺います。

市民の皆様の健康を守り、健康長寿のまちづくりを進めることは、市民の幸福な生涯を支える重要な施策で

あります。一方で、市においては、市民の健康増進を図り、医療費全体の歳出抑制を図ることは、結果として、国民健康保険制度を守り、被保険者の保険料負担の軽減にもつながることとなります。

このような観点から、公明党として、本市におけるレセプトデータを活用した医療費の抑制の取り組みについて、先進市の事例等を紹介し、施策の充実を求めてまいりました。本市においては、東京都内でも先駆的にレセプトデータの活用に取り組み、これまでも成果を上げてこられているものと認識をしております。国においては、国保制度の改革の中で、今年度から保険者の都道府県への移管が行われましたが、本市の国保加入者の保険料については、現状でも大きな負担となっております。

市においても、国保制度の構造的な課題解消を国に求めつつ、現状で取り組める施策については、さらに強力で推進をしていく必要があると考えます。本年3月には、東大和市国民健康保険第2期データヘルス計画が発表されましたが、市としてもこれらの課題をしっかりと認識し、計画に取り組みられていくものと受けとめております。

そこで、以下の点についてお尋ねいたします。

①として、これまでの実績について、どのように評価をしているのか、また、医療費の抑制にどのような効果があったのか。

②として、ジェネリック医薬品普及率80%以上を目指して、さらなる利用促進にどのように取り組んでいくのか。

③として、レセプトデータの分析に基づき、医療費の増額が見込まれる方への個別のアプローチをどのように強化していくのかお尋ねいたします。

最後に、納税業務における課題と、換価の猶予制度の活用について伺います。

本定例会初日には、一般会計補正予算案が議題となり、納税管理及び徴収補助等業務委託を行うための債務負担補正も成立したところであります。市のあらゆる施策を実行していくためには、市議会において、予算が承認をされる必要があるとあり、その予算を実行していくための前提となる歳入の確保は最重要の課題となります。本市の徴収業務においては、毎年、収納率の増加を図りつつ、市民生活に寄り添ったきめ細やかな納税相談を行っていただいているものと承知をしております。

安定した市政運営のために、法律に基づいた適正な納税を行っていただくことは、国民の義務ではありますが、一方で、何らかの理由で納税が困難になった市民の生活再建を支え、適切な支援を行っていくことも重要な市の役割であります。

換価の猶予制度の適正な活用については、平成28年第3回定例会においても取り上げさせていただきましたが、その後の状況も確認させていただきたく、以下の点についてお尋ねいたします。

①として、市税滞納者への督促、財産差し押さえ、分割納付等の事務は、どのような手順で行われているのか。

②として、換価の猶予制度についての情報提供と利用状況はどのようになっているのか。

③として、税の滞納者が分納によって納税を行う際、延滞税が減免される換価の猶予制度の活用は納税者にとって大きなメリットがあると考えますが、どのような認識を持っているのか、それぞれお尋ねいたします。

この場での質問は以上とし、再質問につきましては答弁を踏まえて自席にて行わせていただきます。よろしくお願いをいたします。

[18番 中間建二君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、小中学校の冷房化の状況と活用についてであります。これまで国や東京都の補助金を活用しながら、小中学校普通教室の冷房化、中学校特別教室の冷房化を進めてまいりました。平成30年度も同様に小学校特別教室などの冷房化を実施しております。

体育館の冷房化につきましては、避難所としての環境整備の観点からも、今後さらに重要になると認識しております。

また、冷房化した教室の活用につきましては、児童・生徒の安全管理を最優先に考え、地域における活動の活用について、今後研究してまいりたいと考えております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、まち・ひと・しごと創生総合戦略の取り組みの現状の分析、評価についてであります。平成27年度に総合戦略を策定し、将来的な人口減少を抑制するために、4つの考え方をもとに、施策や事業を推進しているところであります。特に、日本一子育てしやすいまちにつきましては、市の重点施策としまして、待機児童対策及び学童保育所等の充実等の事業を実施しているところであります。その結果、民間機関の共働き子育てしやすい街ランキングでは、全国主要都市と都内、区、市を含めて、平成29年度については第3位となり、子育てしやすいまちという評価を得ているところであります。

次に、転入促進と転出抑制についてであります。平成22年10月に行いました国勢調査に基づき、国立社会保障・人口問題研究所が公表しました将来人口推計によりますと、市の人口は平成32年をピークに減少に転じると見込まれております。一方で、住民基本台帳人口で見ますと、平成27年をピークに減少に転じております。

このため、平成29年4月に、転入促進と転出抑制を目的とした東大和市ブランド・プロモーション指針を策定し、平成30年3月にその取り組みを一層推進するための東大和市ブランド・プロモーション指針アクションプランを策定し、施策を実施しているところであります。

次に、健康寿命の延伸についてであります。市では、健康寿命の延伸のために、介護予防リーダーの育成や東大和元気ゆうゆう体操等の健康づくり、介護予防を推進しております。平成26年度を基準値として、平成27年度、28年度におきましては、健康寿命が男女とも延伸していることから、取り組みの成果があらわれているものと考えております。

次に、生涯住み続けられるまちについてであります。市では、市民の皆様に生涯住み続けてもらうためには、市や地域に対して愛着や誇りを持ってもらうことが必要であると考えております。そのため、ブランド・プロモーション指針及びブランド・プロモーション指針アクションプランにおきまして、市や地域に愛着や誇りを持ってもらうために、シビックプライドの醸成について取り組むこととしております。

次に、各施策における重要業績評価指標の目標値達成に向けた進行管理についてであります。各施策や事業の取り組み状況、重要業績評価指標の達成状況等につきましては毎年取りまとめをしております。その取りまとめた取り組み状況等につきましては、外部有識者等で構成されますまち・ひと・しごと創生会議に報告をし、点検、評価を実施する中で進行管理を行っております。

次に、若い世代の人口増加を図るための具体的な施策についてであります。ブランド・プロモーション指針アクションプランに基づき、市の認知度の向上、スタッフプライドの醸成及びシビックプライドの醸成の3つの施策の柱の下に、子育て世帯に向けたブランド・メッセージの活用や情報発信等に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、レセプトデータを活用した医療費抑制策についてであります。平成25年度から糖尿病等重症化予防プログラムやジェネリック医薬品利用差額通知等、レセプトデータを活用した保健事業を行い、この間参加者から人工透析へ移行した方がいないことなど、医療費抑制に着実な効果があらわれております。

レセプトデータを活用した保健事業につきましては、財政的な効果も大きいことから、今後も改善を図りながら実施をし、医療費の抑制に努めてまいります。

次に、ジェネリック医薬品のさらなる普及促進についてであります。ジェネリック医薬品は被保険者の薬剤費の負担軽減とともに、医療費の抑制に効果的であると考えております。

国は、平成32年9月までに使用割合を80%とする目標を定めておりますことから、目標達成に向けて、東大和市医師会、東大和市薬剤師会を初めとする関係機関と連携を図ることで、利用率の向上に努めてまいります。

次に、レセプトデータの分析に基づいた被保険者への個別のアプローチについてであります。主に生活習慣を起因とします疾病につきましては、重症化により、将来的な医療費の増加につながることから、早い時期に治療や改善へ向けた取り組みを始めることが重要であります。そのため、個人の状況に応じた保健事業の取り組みにつきましては、レセプトデータや特定健康診査の結果などを毎年度検証しながら実施してまいります。

次に、市税滞納者への督促、財産差し押さえ、分割納付等の事務の手順についてであります。税の公平性及び市税債権を確保する観点から、納付いただけない方には督促状を発布し、さらに支払いがない場合には、電話催告等で接触が図れるよう努力をしております。こうした経緯を経ても支払いや連絡等もいただけない場合には、判明している財産の差し押さえを行います。また、納税相談等を行う中で、さまざまな理由により一括納付が困難な場合につきましては、その根拠等を明らかにすることで、分割納付による完納を目指すという対応を図っているところであります。

次に、換価の猶予制度の情報提供と活用状況についてであります。制度の周知につきましては、市の公式ホームページや催告書の送付時に案内文を同封することで周知に努めております。

また、平成28年4月から、申請による換価の猶予が制度化されましたが、現在のところまでこの制度を利用されている方はおりません。

次に、換価の猶予制度の活用に対する認識についてであります。納付すべき市税等を一時に納付することにより、事業の継続や生活の維持を困難にするおそれがある場合には、申請により換価の猶予が認められることから、原則1年間となりますが、納税者の実情に即した徴収緩和の制度であると認識しております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長(真如昌美君) 初めに、小中学校の冷房化の状況と活用についてであります。これまで進めてまいりました小中学校の冷房化の概要につきまして、設置順に申し上げます。

中学校普通教室冷房化の工事期間は平成23年7月から10月まで、対象教室は75室、予算は1億6,650万円でございます。小学校普通教室冷房化の工事期間は平成24年6月から8月まで、対象教室は181室、予算は4億1,784万円でございます。中学校特別教室冷房化の工事期間は平成29年4月から9月まで、対象教室は42室、予算は2億525万1,000円でございます。このほか、現在進めている冷房化として、小学校特別教室冷房化の工事期間は平成30年5月から9月までの予定で、対象教室は60室、予算は2億4,595万2,000円でございます。中学校特別活動室等冷房化の工事期間は平成30年5月から9月までの予定で、対象教室は11室、予算は2,690万2,000円でございます。

財政負担としましては、国の交付金と東京都の補助金を活用し、小中学校の冷房化を計画的に整備しております。

次に、体育館の冷房化につきましては、学習環境の向上に向けた今後の課題と認識しております。また、学校の体育館は災害時に避難所となることから、冷房を初めとする施設の環境整備は今後さらに重要になると考えております。冷房化につきましては、大きな予算を伴いますことから、国や東京都の補助金、他自治体の動向に注視しつつ、検討してまいりたいと考えております。

また、学校は、児童・生徒の安全管理が最優先となりますことから、地域の活動等への冷房化した教室の活用につきましては慎重にならざるを得ない面もございます。このことを考慮した上で、授業や行事等に支障のない範囲で、また学校ごとの事情を踏まえた中で、冷房化した教室の活用について今後研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時38分 休憩

午後 2時47分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○18番（中間建二君） それでは、再質問をさせていただきます。

先ほど、市長、また教育長から丁寧な御答弁をいただきまして、大変にありがとうございました。御答弁を受けての再質問をさせていただきます。

まず、1点目の小中学校の冷房化の状況と活用について、これまで行ってきた小中学校の冷房化について、工事期間、教室の数、予算総額等の詳細をお尋ねをいたしました。先ほど御答弁いただきましたけれども、この冷房化の事業総額についてはトータルとしてどのような形になっているのか、改めて伺いたいと思います。

○建築課長（中橋 健君） 平成23年度から取り組んでまいりました普通教室と特別教室の教室等の冷房化につきましては、全体の事業費でございますが、平成30年度の事業分につきましては、決算前でございますので、その分につきましては、予算額で計算した額を申し上げますと、全体で9億2,170万1,940円でございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） あわせてこの事業費をかけて冷房化をできた教室、または今年度取り組んでおります特別教室等の数も含めてトータルの数も確認させていただきたいと思います。

○建築課長（中橋 健君） 全体の冷房化された教室につきましては、369室でございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 続いて、この事業費総額また予算総額でありますけれども、予算の内訳として市の一般財源、また国の交付金、東京都の補助金等の割合はどの程度になっているのか、お尋ねしたいと思います。

○建築課長（中橋 健君） 平成30年度事業につきましては、補助金は額の確定前でございますので、その分につきましては、当初予算で計算した現時点での額で申し上げます。

国庫補助金につきましては、1億6,804万6,000円でございます。続きまして、東京都の補助金につきましては、冷房化の支援事業のほか東京都の総合交付金も含めまして2億2,277万6,000円でございます。

次に、起債でございますが、こちらのほうは4億7,290万円、一般財源につきましては、5,797万9,940円で

ございます。

また、今議会の補正予算で計上いたしました国庫補助金につきましても、今後、歳入財源として再計算してまいる予定でございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） ただいまの御答弁でも東京都の補助金の割合が大変に大きい、そういう数字を確認ができたものと思います。

私、平成15年の初当選でございますけれども、当時からこの小中学校における教室の暑さ対策ということについては、議会でも長らく議論がされておりました。そういう中で東大和市議会においても、平成22年の第3回定例会において、東京都に冷房設置のための補助金制度の創設を求める意見書が可決をされております。

また、私ども公明党としても、都議会において要請を重ねてきた中で、平成23年度に東京都の補助制度が創設をされております。当市におけるこの冷房化の推進には東京都のこの補助制度は多大な貢献があったものと思いますけれども、どのような御認識なのか伺いたいと思います。

○建築課長（中橋 健君） 小中学校のこれまでの整備してまいりました普通教室と特別教室等の冷房化におきましては、国の支援とともに東京都の支援は財政負担の軽減にもなり、事業に取り組むことがこのような支援があったからこそ、事業に取り組むことができたと思っております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 当時の今回の一般質問で取り上げるに当たりまして、当時の議論の様子も改めて議事録で確認をさせていただいたところであります。当時、今の小島副市長が学校教育部長として、この冷房化の予算措置に御努力をされている、また答弁されている様子も確認をさせていただいたところでございます。

そういう中で、次に、この2番目の体育館等の冷房化に取り組んでいくお考えについてお尋ねをさせていただいたところでございます。市長、教育長からは、体育館が災害時の避難所となることから、重要な課題であるというふうに認識をしているとの御答弁がございました。普通教室と同様に多額の財源が伴うものであると思いますけれども、国や東京都において、さらなる財政措置が図られれば、当市でも積極的に整備をしていくという考えを持っていらっしゃるのか。また、財政措置以外に冷房化を進めるための課題はあるのか、お尋ねしたいと思います。

○建築課長（中橋 健君） 学校の体育館につきましては、児童・生徒の良好な環境、学習環境の整備とともに、災害時に避難所となることから、冷房を初めとする施設の環境整備は今後さらに重要になると考えております。冷房化には大きな予算を伴いますことから、国や東京都の補助金、他の自治体の動向、これらを注視し検討してまいりたいと考えておりますが、課題につきましては、体育館は冷房等を想定した当初、建設当時、仕様にしておりませんので、断熱性の向上など今後あわせて改修することも必要になるなど、そういったことも踏まえつつ検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 今、御答弁いただきましたけれども、確かに私も調べてみましたが、体育館、現状の体育館で単純に冷房機を設置をしても、特に屋根のところからの熱の問題によって、なかなか効果が少ない。そういう意味では、冷房化に合わせて、もしくは先行して屋根の断熱材等の整備等についても必要であるというのは、技術的なことも述べられてございました。そのような課題も踏まえつつ、一方で、この夏の酷暑、猛暑によりまして、政府・与党においても来年度の予算編成において、この学校教室、また体育館の冷房化につ

いては重要な課題であるというふうに位置づけられているというふうに聞いております。

また、東京都においても都議会、私ども公明党と、また小池都知事との間で、この新年度予算の中でどのような財政措置を講じることができるのか、調整を図っているというふうにも聞いております。本市においては長期的には学校を含めた公共施設の統廃合が課題となっているところではありますけれども、また一方で、本日の北海道の地震、また過日の台風災害等々、災害はいつ起こるか分からない中では、国や都の動向を踏まえながらも、本市においてもできる限り早急に体育館の冷房化については検討を進め着手していただきたいと思っておりますけれども、この点について再度お考えを伺いたいと思います。

○**学校教育部長（田村美砂君）** 先ほど課長のほうからも答弁申し上げましたけれども、学校の体育館はですね、ふだんの授業などにおいても学習環境の整備という面でも重要でございますし、今、議員からお話がありましたように、災害時には避難所となりますので、このことしのような酷暑のときに避難所になったときに備えて冷房化というのは非常に重要なことだとは思っております。その大きな予算を伴うということもございまして、東京都市の教育長会におきましても、東京都に補助の要望なども出させていただいておりますことから、そういったことも続けながら、また動向のほうも注視しながら、検討のほうは続けてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○**18番（中間建二君）** 普通教室の冷房化については平成23年度から事業をスタートしたことによりまして、特にことしのような猛暑、酷暑の中でも安心して学校教育での授業が遂行でき、また多くの市民、御家庭にも安心が広がっているものと思っております。時間も予算もかかる事業でありますけれども、特に今、国、また東京都もこの体育館の冷房化については注視をし、財政措置が講じられる可能性が非常に高い状況でございますので、本市においても多額の負担は伴うものの、ぜひ検討を進めていただければありがたいと思っております。

続いて、3番目の夏休み期間を中心に、この学校開放ができないかということでお尋ねをさせていただきました。先ほど御答弁いただきましたけれども、事業費としては普通教室冷房化、約10億円近い金額が投じられた中で、冷房化が設置をされたということでございます。子供の健康や命を守り、災害時の避難所としての活用を考えれば、十分な投資価値があるものではありませんけれども、また一方で、これだけの多額の財源が投じられていることを考慮すれば、できる限り広く市民に恩恵が得られるような活用も検討をやはりしていくべきではないかと考えております。

例えば、この猛暑の中で、私どもに寄せられた声としては、例えばこの夏休み期間中だけでも小学校就学前のお子さんをお持ちの御家庭が子供たちを遊ばせるにも、猛暑の中ですべて外の公園等は使えない、また児童館等も夏休み中の学童保育のお子さんや小学生がたくさん利用している中で、未就学のお子さんを遊ばせるスペースはなかなか確保ができないというようなお声も伺っております。

また、公民館を利用されているグループの皆様でも、地域を広く網羅している学校が、身近にある学校が利用できればありがたいというようなお声も伺っているところでありますけれども、現在の学校施設を市民の皆様一般的に利用していただく、開放していただくような取り組み状況についてはどのようになっているのか、お尋ねしたいと思います。

○**学校教育部長（田村美砂君）** 現在の学校施設の状況でございますけれども、ただいまですね、小学校の1つで第四小学校ですけれども、そちらのほうで特別教室のほうを社会教育関係団体にお使いいただいているという例がございます。ただ、それはですね、その学校、1学校のみでありまして、全体的にはまだ広がって

ないという状況でございます。

以上です。

○18番(中間建二君) そうしますと、当然各学校、施設の状況、また校長先生の御判断等もあろうかと思えますけれども、教育委員会としては、この冷房化された教室の一般的な活用、市民の皆様に使っていただくような方策についてはどのように今考えていらっしゃるのか、再度伺いたいと思います。

○学校教育部長(田村美砂君) 冷房化しました教室の積極的な活用や開放は、これまでお話のありました冷房化に要した費用など鑑みましても、有効活用されるべきだとは思っております。しかしながらですね、先ほどの市長、教育長からの答弁の繰り返しにはなりますけれども、まず学校は第一に児童・生徒の安全管理が最優先されるべきところございまして、それは児童・生徒が校舎内にいないような長期休暇のようなときでありましても、校舎の安全管理という意味において、やはり考慮されるべきものなのかなと思っております。そのようなことからですね、これまで開放には慎重にならざるを得ないようなところがあったのかと推測しております。

ただ、一方で、議員がおっしゃいますように、学校教育法におきましても、学校教育上支障のない限り、学校の施設を社会教育、その他公共のために利用させることができるとされてもございまして、今後ですね、学校の安全面を考慮した上で、また授業や行事等に支障がない範囲であったり、また学校もそれぞれ事情もあるかとは思いますが、そういったことを踏まえた中で、冷房化した教室の開放ができるかどうか、学校とも相談しながら今後研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○18番(中間建二君) 今の御答弁の内容で受けとめております。

東大和市全体の中では、公共施設の総合管理計画を進める中で、この前議会ですかね、包括管理契約等によりまして、公共施設の老朽化対策、未然防止または早期発見にも努めていくということになっておりますが、そういう中であちこちで例えばこのエアコンが非常にききにくくなっているというようなお声も伺っておりますし、故障しているというところも幾つか散見もされるわけでございます。そのために市長部局ではさまざまな対応、対策をとっていただいているわけでございますけれども、一方で、この小中学校の教室については、これまで多額の予算を投じて冷房化がされているということも踏まえますとですね、市全体の中でこの公共施設の有効的な活用について、やはり教育委員会と市長部局で密接に連携を図りながら、有効活用をぜひ進めていただきたいと思いますし、その前提はもちろん教育が最優先されるということでございまして、その中で市全体の、また市民全体の有益になる取り組みをぜひ検討していただければありがたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

続いて、2番目の東大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略の現状の取り組みと進行管理についてお尋ねをいたしました。特に日本一子育てしやすいまちについて、また転入促進と転出抑制について、健康寿命の延伸について、生涯住み続けられるまちについて、4つの施策の展開、考え方に基づく施策の展開について御説明、市の今の現状の認識を御答弁をいただきました。

改めて伺いますけれども、東大和市では日本一子育てしやすいまちという大きな方針、目標を掲げている中で、先ほど御答弁がありましたように、人口減少そのものは想定よりも早く進んでいるものの、子育て支援や健康寿命の延伸等においては順調に施策の効果が上がっている、このような御認識での御答弁として受けとめてよいかどうか伺いたいと思います。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） ただいま御質疑ありました内容についてですが、総合戦略自体は順調に進んでおると認識しております。まず、子育て日本一に向けた取り組みにつきましても、さまざまな施策を展開しておりまして、順調に進んでいると感じております。

それから、健康寿命の延伸につきましても、その取りまとめている調査内容でございますが、2年連続で健康寿命が延伸しておることから、こちらの施策についても順調に推進していると感じております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 私自身は、この東大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、市長自身の選挙での政策や公約をしっかりと網羅し、その上でこの5年間の目標を持って策定をされているものというふうを受けておりますけれども、そのような認識で間違っていないかどうかを確認させていただきたいと思います。

○企画財政部長（田代雄己君） そうですね、この総合戦略をつくる際には、市長の重要施策ということで、日本一子育てしやすいまちづくりという施策の公約もございましたので、そういうところも含めてですね、この総合戦略はつくらせていただいているところでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） それでは、2点目の各施策における重要業績評価指数の目標達成に向けての取り組みということで、お尋ねをいたしました。総合戦略の中では、それぞれ成果目標として、基準値に対する目標値が明確に示されているわけでございます。適切な進行管理を行っていく上では、これらの状況についてきちんと明らかにしていくべきではないかと考えております。この内容については、先ほど中野議員の一般質問の中で御答弁がございましたけれども、私のほうからは改めてこの総合戦略の15ページに示されております婚姻件数、合計特殊出生率、子育て支援の推進に対する市民の満足度、保育園の待機児童の数、授業内容がよく分かる児童・生徒の割合の5つの施策につきまして、これらの数値が現状でどのようになっているのか、改めて確認をさせていただきたいと思います。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） 29年におきましては、今現在調査中でありまして、28年度の昨年取りまとめた数値に基づいて御説明申し上げます。

まず、成果目標の施策1として、婚姻件数でございますが、目標値とさせていただいている件数が310件に對しまして、平成27年の数字なんですけれども、375件となっております。

続きまして、施策2といたしまして、合計特殊出生率でございますが、目標値が1.6に對しまして、こちらも平成27年度の数値なんですけれども、1.67となっております。

続きまして、施策3の子育て支援の推進に対する市民の満足度でございますけれども、目標値が19.2%に對しまして、こちらは平成28年度の数値になりますが、16.3%となっております。

続きまして、保育園の待機児童の数でございますけれども、目標値がゼロ名に對しまして、平成29年4月現在で3名となっております。

最後に、授業内容がよく分かる児童・生徒の割合でございますが、目標値が小学生が90%、中学生が80%に對しまして、平成28年の状況でございますと、小学生が83.1%、中学生が70.9%となっております。

以上です。

○18番（中間建二君） 子育て施策については、おおむねこの計画での目標に向かって順調に推移しつつあるということでございます。

また、一方で保育の待機児については、先ほど平成29年度3人ということございましたけれども、30年度

の状況については既に御報告をいただいているところでございます。そういう中で、このような今5つのみ御答弁いただきましたけれども、全体のこの成果指標等の進行管理の状況について、創生会議の中で報告をし、意見をいただいているようではございますけれども、具体的にどのような創生会議の中では現状分析に対して、御意見や評価をいただいているのか、この点について伺いたいと思います。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） 目標達成に向けた進捗管理方法におきましては、各施策や事業の取り組み状況、重要業績評価指標（KPI）の達成状況について、まず取りまとめております。その取りまとめたものをですね、市民、産業に関係する者、行政機関、教育機関、金融機関及び報道に属する者による外部有識者会議、まち・ひと・しごと創生会議に報告して、点検実施を行っているところでございます。創生会議の中では、昨年、平成28年度の状況報告いたしましたところ、おおむね順調だという評価を得ております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） そうしますと、他の自治体では、例えば茨城県常総市では、地方創生交付金対象事業評価結果というような形で、この重要業績評価指標に基づいた進行管理を創生会議等で行い、またそこでいただいた御意見、評価等を含めて広く情報公開、また市民への情報提供等を行っているようでございます。

当市においては、このような形で創生会議の中での評価結果等を踏まえて、どのような形で情報公開を行っていくお考えがあるのか、この点についてお尋ねしたいと思います。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） まず、創生会議自体は公開の会議となっております。公開に先立ちまして、その旨を市報及びホームページのほうで公開するので来てくださいというようなアナウンスをさせていただいております。

また、当日来られない方のために、会議録及び会議に使用した資料については、市役所3階に市政情報コーナーというものがあるんですけれども、そちらにおいて閲覧できるようにしております。

また、市の公式ホームページ上におきましても、会議録を掲載させております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 創生会議が傍聴ができる、公開されているということは十分承知をしているんですけども、一方で、東大和市としては、日本一子育てしやすいまちづくりという大きな目標を掲げて、それを柱にしたこの地方創生の取り組みが着実に今進んでいる、また進めているわけですね。それをやはり創生会議自体が傍聴ができるから、公開されているから、または市政情報コーナーで議事録が読めるからというのは、私はもったいないと思うんですよね。せっかく取り組みを進め、また成果も上がっている項目が多いということで評価をされ、分析され、また創生会議でも評価をいただいているわけですから、やはり市として市報もそうですし、またよく他の自治体で行っているのは、一般的には市のホームページ等で、この評価結果等をやはり毎年度公開をしていく、公表をしていく、このような取り組みが私はあってしかるべきだと思います。

また、31年度に向けて、29年度が中間年ということで、そのような形の中で各5年間の中での施策展開がどこの自治体も取り組み、ある意味では、この地方創生の取り組みは自治体間競争とも言われている中で、東大和市でも力を入れて取り組んでいただいているものと思っておりますので、この成果結果にかかわらずですね、成果結果が悪いから公表しないということは当然ないと思うんですが、今いいという評価をしているわけですから、なおさらのこと、情報公開やまた常々尾崎市長がおっしゃっている、説明責任という意味でも、この進行管理を適時適切に積極的な情報公開を私は進めていくべきだというふうに考えておりますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○企画財政部長（田代雄己君） ただいま議員のほうからお話ありましたように、東大和市としてもですね、取り組みの特に特徴的なところは市のPRということで、市の内外で情報発信させていただいております。

一方で、今の創生会議の形で結果をですね、お示しするということですが、そういうところも大事なところだと思いますので、どのような形でお出しするのがいいのかとかですね、そういうことも含めて研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 総合戦略にはきちっとこのように記載がされております。「各基本目標に設定した成果目標及び各施策に設定した実施目標を基に、PDCAサイクルにより、施策や事業の点検・評価を行い、その結果を踏まえて、施策や事業の見直し、また必要に応じて総合戦略の改定を行う」と、このように記載がされているところでございます。創生会議で検証を行うことはそれで結構なんですけども、やはりその状況をですね、適時適切に情報公開を行うことで、特に市長自身が選挙で掲げた施策、公約も網羅をされているという意味では、説明責任をぜひ果たしていただければ、ありがたいというふうに感じております。

この項目の3点目でございますけれども、計画期間が満了となる平成31年度に向けての子育て世代の人口増加を図るための具体的な施策ということでお尋ねをしておりますが、この点がですね、当市の人口減少については、残念ながら想定よりも早く進行をしているということでございます。この点改めて計画での推計値に対して、現状でどのような数値になっているのか、確認させていただきたいと思います。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） 総合戦略策定時に基づく将来推計ではですね、平成32年をピークに人口減少が転じているとされておりました。こちらの数値は、平成22年の国勢調査に基づく将来推計となっておりますので、そのような形となっております。しかし、住民基本台帳上の数値ではですね、平成27年をピークに人口減少傾向となっております関係でございます。その総合戦略を着実に遂行していく中で、将来推計と今の住民基本台帳のものがずれてきておりますので、こちらの対応について早急に対応するということから、東大和市ブランド・プロモーション指針及び東大和市ブランド・プロモーション指針アクションプランを策定し、実行してまいるところでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） この人口減少が想定よりも早く進んでしまったということでございますけども、先日、議員のほうにも情報提供、資料提供いただきました統計東やまにおきましても、詳しく分析をされておりましたけれども、やはりより深刻なのは、人口減少のペースが加速をしているということが読み取れるところでございます。平成27年にはマイナス0.12、28年には0.16、29年には0.34というような形で年度ごとに減少傾向が大きくなっているというふうに読み取れるわけでございます。この計画想定よりも早く人口減少が進んでいる要因については、今どのように分析をされているのか、伺いたいと思います。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） 人口減少につきまして、主な要因としましては、社会増減と自然増減となっております。まず、社会増減につきましては、転入と転出の差、自然増減については、出生率と死亡率の差でございますけれども、平成27年度以降につきましては、どちらも出生率より死亡数のほうが高くなっておりますし、転入数より転出数が多くなっているところでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） その子育て支援をさまざま行う中で、若い世代、子育て世代に東大和市に移り住んでもらいたい。また、そういう中で安心して子供を産み育ててもらいたいというのが、大きな市の目標であろう

かと思えますけれども、一方で、自然減も進み社会減も進んでいるということでございます。社会減の要因については、さまざま一概に何とも言いにくいところはございますけれども、一方で、この総合戦略の策定の目的の一番の大きなものが、何とかこの人口減少に歯どめをかけたい、長期的にはその減少傾向を何とか抑制をしたいということが、これは当市に限らず全ての自治体での大きな課題であろうかと思えます。

そういう中で、今の状況をどのように受けとめて、東大和市として、またこの計画の進行管理の中で、どのような事業展開を今図ろうとしているのか、再度伺いたいと思います。

○企画財政部長（田代雄己君） 人口の推移ということで、今平成27年をピークに減少傾向ということでございます。

また、一方で国勢調査の人口推計ですね、そちらにつきましては、実はまだそこまでということじゃないわけですが、その実態として減少しているということでございます。その理由としましてはですね、今申し上げましたように、転入数と転出数の差が、転出が多いということですが、平成25年や6年につきましては、かなり転入数が多かったわけです。その大きな理由というのは、そのマンションですかね、市の南部地域にそういう高層の建物が建ちまして、そこに新しい世代の方々が入ってきているということだと思います。最近そういう動向が少なくなっているということが一因ではないかと思っております。そういうこともありまして、住宅の建設というのは非常にこう人口増加つながる唯一と、どうかわかりませんが、一つのきっかけにはなっているかなというふうに思っております。そういうのが落ちついて転出がふえている。

そして、出生数につきましても、人数だけ見れば、かなり近年でも高い数字、700台を超えていますので、以前は600台に落ちていたときもありますけれども、超えています。というのは、やっぱり若い世代が入っていただいて、出生はしていただいている。事実出生率も高いわけですね、合計特殊出生率も。そういう中で亡くなる方もいらっしゃるということが要因だと思います。

いずれにしましても、そのようなことを分析しまして、やはり東大和市の魅力を高めて、若い世代に入っていただくという、これまでどおりの施策を継続して行っていくということだと思っております。人口減少の取り組みですね、やはり息の長い取り組みだと思っておりますので、そこをうまく抑制して、やはりその子育て世代だけではなくて、やっぱり健康寿命の延伸なども市の取り組みとして行っておりますので、そういう皆様の御協力を得ながらですね、できるだけ住みよいまちづくり、そういう施策を展開してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） この人口減少の若い世代の人口増加を図るための具体的な施策として、市長のほうからは、ブランド・プロモーションの新アクションプランに基づく市の認知度の向上、スタッフプライドの醸成、またシビックプライドの醸成という3つの施策を展開をしていくということでございましたけれども、この子育て世代に向けたブランド・メッセージの活用、情報発信等については、どのように取り組みをされていくのか、伺いたいと思います。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） 認知度の向上についてでございますが、まず、東大和市を知らなければですね、住まいの選択肢には上がってこないかと考えられます。このためですね、子育てしやすく住みやすいイメージを認知してもらうためにですね、ブランド・メッセージを活用させていただきましたり、情報発信ツールを活用して効果的に情報発信を行いましたり、職員の情報発信能力の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○18番(中間建二君) SNSを活用した情報発信等について、以前の定例会でもお尋ねをいたしましたけども、この点について、市の認知度の向上ですとか、またイメージアップ等についてはどのような取り組みを行っていくのか伺いたいと思います。

○企画財政部副参事(星野宏徳君) まず、SNSを活用した方法につきましてはですね、今年度よりツイッターですとか、フェイスブックにつきましては、今までの部長の決裁から課長の権限により情報発信できるような形となりましたので、より素早くタイミングよく情報発信していくことで、認知度の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○18番(中間建二君) 東大和市では、今フェイスブックの活用については、相当秘書広報課の取り組みによって進み、発信回数も相当ふえてきていると思っておりますが、市のほうのこの計画の中でも「いいね」の数をふやしたいということで、この点については私も一生懸命貢献をさせていただいております。また、きょうは副参事がすばらしいポロシャツを着ていただいて、一生懸命市のロゴをブランド・メッセージロゴを周知されようという姿勢を感じているところでございますけども、このSNSについては、やはり市からの、先ほどツイッターの情報発信を市のほうで行っていくということでございましたけども、ツイッターや、またインスタグラム等の活用をやはり広く市民の方にも協力を呼びかけて、市民生活の中で東大和市の魅力を発信していただくような取り組みも検討していただきたいということで、以前お願いをいたしましたけども、この点についてはどのような検討がされているか、伺いたいと思います。

○企画財政部副参事(星野宏徳君) 市民の皆様に御協力いただく活動といたしましては、東大和市の情報をですね、インターネットで発信している市民団体がございます。その市民団体にですね、多摩湖塾におきまして、ブランド・プロモーションについて御説明を申し上げまして、市の施策について御協力をしていただいております。

また、民間企業ではございますが、市報とかを一堂に会したサイトをつくっていらっしゃる会社がございます。そちらにつきましても、ブランド・メッセージについて宣伝をしていただくような御協力をいただいているところでございます。

以上でございます。

○18番(中間建二君) 市民の皆様の御協力をいただきながら、市の魅力を発信していく取り組みになろうかと思っておりますので、この点についてもぜひ力を入れていただきたいと思っております。

東大和市においては、日本一子育てしやすいまちづくりを進める中で、子育て世代を中心とした定住人口の増加を目指すということが地方創生の柱であるかと思っております。長期的な人口減少というのは、これは全ての自治体に共通するわけでございますけども、一方で、市の活力を維持し持続性を高めていくために、この総合戦略が策定をされ実行をされているものと受けとめております。

国においては、まち・ひと・しごと創生基本方針2018においては、平成32年度以降の次期総合戦略の策定に取り組むということが表明をされております。また、地方創生そのものを国民運動として盛り上げていくという考え方が示されているところでございます。そういう中で、この5年間の東大和市の今の計画については、まだ中間のところではございますけども、引き続き東大和市の地方創生の取り組みについて、市長自身はどのように現状を受けとめ、またどのように進めていきたいというふうにお考えを持っていらっしゃるのか、

伺いたいと思います。

○市長（尾崎保夫君） いろいろとお話を御質問いただきまして、ありがとうございます。

まち・ひと・しごと創生戦略ということですね、いろんな施策を進めているわけでございます。そして今担当の副参事、あるいは部長のほうもですね、いろいろな形で御質問をいただき、答弁をさせていただきました。そういった意味で、具体的な中身についてはそのような形で進めていければと思っておりますけども、やはり私はもっと大きなところで、先ほどの答弁にないところでお答えをさせていただければですね、やはり人口減少というものをとめるというのって、過去にないというか、私どもというか、現代の日本の社会では初めてではないかなというふうに思うわけでありまして。

従来は、人口がふえていくということでね、人口ボーナスと言われる時代がずっとあって、そして実際にはもう20年近く前からになるのかもしれませんが、今度は人口オナーナスということで、マイナスになっていく時代になっていくってということで、まだそういう時代になって20年もないわけですね、認識してからという意味では。やはり社会の構造がそのように変わっていくということを認識して、それが人々の行動の中に移っていくということには、やはりそれなりの時間はかかるのではないかなというふうには思っています。

今、各地方自治体、いろんなところが、特に首都圏以外のところと言ってもいいかもしれませんが、人口が減ってしまうという意味でね、いろんな対策を練っているということは間違いないわけでございますけども、ただ、それらが本当に正しいかどうかというのは、どうもまだまだこれから検証される必要があるのではないかなというふうに思っています。

例えば、先ほど学校等について、学校の施設の一般活用というふうなお話も例としてありました——出ていましたけども、そのようなものも、そういう活用っていうのは首都圏、都市圏の近辺はそういうことを考えてもいいというふうに思うんですけど、もっと地方に行っちゃいますと、その活用するにしても活用する団体なり、活用するものが地域にいないという状態で廃校という形になっていってしまうということなんです。廃校されたものが活用されて生きている。実際に廃校だったところが生きているっていうこともたくさんあるわけですけど、ただ、廃校で潰されてしまった学校のほうがはるかに多いということが現実だというふうに数字的には出ているわけなんです。

ですから、そのような状況にどう対処していくっていうのはね、やっぱり国の今回のまち・ひと・しごと創生戦略のあり方につきましても、非常に短期間の間に、それ、つくれている感じで、それぞれの地方が作り上げたっていうものだというふうに思います。ですから、これについては先ほど答弁の中にもありましたように、検証して、その検証した指標が果たしてそれでよかったのかどうかっていうことも、もう一度次の計画、もうじき来ますので、そのときにはそういうようなものも含めてね、検証し直す必要があるかなというふうには思っています。

ですから、これから私どものほうの、私が考えているっていう言い方はおかしいですけども、やはり最終的には東大和市は総合計画の中にあります、人と自然が調和した、その生活文化都市という、そのまちの目指す姿っていうのは間違っていないのではないかなと思いますし、総合戦略の中では、そのまちづくりの理想という、私たちがここに生まれ育った子供たちが、心からふるさとと呼べるまちを築き上げていきたいというふうになってます。

そして、今東京の子供たち、その人口がふえたり、東京はふえているんですけども、新しく生まれた子供たち、半分近くが東京、この近辺の出生なんです。そうすると、ここはこれから将来、20年30年先たつと、東

京近辺含めて子供たちが田舎に行こうっていう、その田舎になるっていう、極端に言えば。ふるさとっていうことなんです。今は例えばふるさとっていうと、いや、新潟だよ、長野だよっていうけども、今の出生の数からすると、東京近辺、この近辺がふるさと、要するに生まれたところっていう子供が大人になるわけですね、20年30年たったら。だから今までのふるさとっていうのと全然違ってしまわないかなっていうふうにも思っています。だから、そういうところも含めて考えていくと、これから20年、30年後の東大和っていうか、長期総合計画等ですね、人と自然が調和した生活文化都市っていうのは、ふるさとと呼べる、その東大和市っていう目指す姿は間違っていないんじゃないかなと思っています。

ですから、これからは長期総合計画とかいろんなものがありますけど、それらについてはもう一度その指針、指標なりをですね、本当にいいのかどうかとか含めてね、結果を見ながら新しいものをきちっと対応していく必要があるかなと思っています。そんな形で進めていければと思っていますので、よろしくお願いします。

○18番（中間建二君） 日本全体の課題について、市長は今御答弁いただきましたけども、また一方で、東大和市の地方創生の取り組みについても、これまでの検証結果を踏まえて進めていただくということでございますので、引き続き東大和市が目指す日本一子育てしやすいまちという大きな柱、施策がさらに進み、人口減少の抑制につながるよう期待をしております。

続いて、3番目のレセプトデータを活用した医療費抑制の現状と今後の取り組みについて伺います。

平成25年度からこの事業を開始をしているわけでございますけれども、これまでの医療費抑制の効果額についてはどのように分析をされているのか、伺いたいと思います。

○保険年金課長（越中 洋君） 平成25年度から実施しておりますレセプトデータ分析による保健事業におきましては、ジェネリック医薬品利用差額通知、糖尿病等重症化予防プログラム、保健師等による家庭訪問相談、受診勧奨通知、この4つを柱に事業を実施してございます。全体の医療費削減効果額を申し上げますと、医療費の実績から約2億261万円の効果があつたものと考えてございます。これに加えまして、糖尿病等重症化予防、このプログラムにおいてですね、生活改善、こちらにつながった方が人工透析へ移行、またその予防、そのような効果といたしましては、被保険者数の減少等算出には変動要因というものがございまして、おおむね1億6,000万円程度効果があつたものと考えてございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） これまでの取り組みの中でも大きな効果があつたことを確認をさせていただきました。

2番目に、このジェネリック医薬品普及率80%以上に向けての取り組みということでお尋ねをしておりますけれども、第2期のデータヘルス計画によりますと、ジェネリック医薬品の普及率は65.3%ということで、国が定める目標値は下回っているわけでございます。これまでもレセプトデータに基づく差額通知の送付など、相当御努力をされているというふうに受けとめておりますが、なかなかこの目標値まで成果が上がっていないのは、どういうことが考えられるのか、伺いたいと思います。

○保険年金課長（越中 洋君） 国の目標としております平成32年9月までに80%、こちらの切りかえということでございます。市ではですね、平成25年度、開始当初切りかえ率が49.2%、ここから今最新のデータとして平成30年3月の診療分、こちらにおきましては、70.9%、ここまで上がってまいりました。一月当たりの効果額といたしましても、1,000万円程度と大きくなってございますが、まだ依然として差はある状況でございます。

目標達成に向けまして、国保だよりやジェネリック医薬品の希望シール、こういったものをお配りするなど、

使用率の向上、こちらに努めてまいりましたが、まだ開きがあるのは事実でございます。さらなる努力が必要であるというふうに認識してございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 計画の中でも80%以上、また85%という数字も示されておりますけども、市長の御答弁では、医師会また薬剤師会との連携によって、この普及率を上げていきたいということでもございましたけれども、具体的にどのような取り組みを今想定をされているのか、伺いたいと思います。

○保険年金課長（越中 洋君） まずは切りかえということでもございますので、医薬品の切りかえということでもございますので、医療的な立場、そこについては私どもなかなか踏み入ることができませんので、医師会、薬剤師会様と協力しながらということでもございますと、市が作成したシール、またチラシ等々、そういったものをですね、医療機関、また薬局ですね、こういったところに置いていただくようお願いすることができないかなというふうに今考えております。

また、現在、東京都の国民健康保険団体連合会では、ポスター、健診等においてポスターをつくって、また都内の路線バスに掲示、掲載、ラジオCM等を打ってございます。このような取り組みの中に、このジェネリック医薬品の利用率、利用の啓発、そういったものができるか、そのように考えてございます。東京都国民健康保険運営協議会等、こういった場で提案してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 私も国民健康保険に加入をしている中で、保険証をいただき、またその中にはジェネリック医薬品を使用したいというシールを一緒に同封していただいて発送いただいております。私も活用させていただいております。こういう細かい、また地道な取り組みが成果、効果につながるものというふうに受けとめておりますけども、先ほどさまざまな周知について、さらに医師会、薬剤師会と協力を連携して図っていききたいということでもございましたので、ぜひこの取り組みについても進めていただきたいと思っておりますし、また過日の市のほうからの御説明でも、お薬を管理するためのバッグの配布等についても国保制度の中で進めていくということでもございました。こういうところの中にも、このジェネリック医薬品の使用、利用促進についてさまざまな啓発が同時にできるのではないかなというふうに思っておりますので、この点についてもあわせて検討をぜひ進めていただきたいというふうに思います。何としましてもこの計画に基づく目標の達成が計画の中で実現ができますように、期待をしております。

続いて、3番目のレセプトデータの分析に基づいての医療費の増額が見込まれる方への個別のアプローチということで、糖尿病重症化予防について、今取り組んでいただいているわけでもございますが、これまでもさまざまな形でさらにこのデータを活用した事業が展開できないかということで、私ども公明党のほうからも一般質問で取り上げさせていただいております。現状でのレセプトデータの分析の結果から、データをもとにさらなるこの事業の展開の可能性について、どのような認識を持っているのか、お尋ねしたいと思います。

○保険年金課長（越中 洋君） レセプトデータの分析からは、医療費、また年齢階層、疾病の傾向等ですね、さまざまなデータを得ることができます。生活習慣病に関連したもの、こちらに注目してみますと、複数の疾病を持たれている方が多いというようなものが見えてまいります。生活習慣病と併存する疾患等ですね、こういったものに注目して、また生活習慣病からではなく、併存している疾病側からのアプローチ、こういったことが重要であるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） データヘルス計画では、主要の死因別のデータが記載をされておりまして、脳血管疾患ですとか、慢性閉塞性肺疾患などは生活習慣病と関連するものというふうに思われます。今御説明いただきました併存する疾患に対するアプローチということで、そのことが糖尿病重症化予防の観点からも重要で有効であるというふうに考えますけれども、これらの疾患に対する保健事業の必要性についてはどのような認識を持っているのか、伺いたいと思います。

○保険年金課長（越中 洋君） 生活習慣病と併存疾病、こちらに対しまして、この関係から双方改善を図ることがですね、このプログラム、糖尿病等重症化予防プログラムにおいて、必要性があるというふうに認識してございます。一例といたしまして、脳血管疾患につきましては、過去に脳梗塞を発症した方が定期的な医療受診を行っていないこと、こういったことがレセプト分析のほうから捉えることができます。このような方に、現在も実施しておりますが、治療中断者を対象としております受診勧奨、この中に組み入れる、このような取り組みは可能なのではないかとというふうに考えてございます。

また、慢性閉塞性肺疾患、こちらにつきましては、レセプト分析におきましても、高血圧ですとか糖尿病、脂質異常等ですね、このような生活習慣病と併発、併存されている割合というものが高く出ております。主に長期の喫煙によります肺の疾患ということでございますが、治療中の患者さんに対しまして、この病気につきましては、潜在的な患者さんは20倍いるというふうにされて、そのような研究もございます。当市でその計算に当てはめると、3,700人程度の潜在疾患の方もいらっしゃるのではないかとというふうに考えてございます。

また、この疾病は、認知性が高いものではございません。潜在的な患者さんが多く、また認知度が低いということを考えますと、このまま医療受診をせずに重症化してしまう、このようなことも予想されるのではないかと考えてございます。まずは広く認知していただくための方法といたしまして、簡易チェックリストを作成することですとか、またレセプト分析のほうからですね、対象者を抽出いたしまして、早期の検査、また受診の勧奨等、こういった通知をお送りするようなことが効果的であるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 今2つ、脳血管疾患、また慢性閉塞性肺疾患等についての可能性について御答弁をいただきましたけれども、今の御答弁を聞きますと、やはりこれまでさまざまなこのレセプトデータのさらなる発展的な活用、展開についてお尋ねしてまいりましたけれども、さまざまな検討、または可能性があるというふうに受けとめさせていただきました。ぜひ事業展開を期待しております。

この項目最後になりますけれども、市民の医療費を抑制することは、保険者と市民、またそれぞれの負担軽減に大きく寄与をするものでありますし、またこれまでの取り組みに増しまして、さらなる充実が必要であるというふうに考えます。今後のレセプトデータを活用した保健事業の充実、強化について再度市の考えを伺いたいと思います。

○市民部長（村上敏彰君） 国民健康保険の広域化におきまして、保険財政健全化に向けた取り組みは重要であります。それにはですね、医療費の抑制が不可欠であると認識しております。レセプトデータを活用したジェネリック医薬品への移行への促進の取り組みとか、また今説明ありました糖尿病の重症化予防等の取り組みはですね、保険者努力支援制度の対象となりまして、国からの交付金が配点が高いものですから、交付金が高い配点となりますことから、結果的に、市民の方の保険税の抑制効果として活用することができます。

当市は、他の自治体に先駆けて実施をいたしましたレセプトデータの分析による保健事業、これまでも実施してまいりましたので、現在のところ、多くの自治体も同様の保健事業に取り組んでおりますが、今後も改善

を重ねて、より一層深めていくことが大変重要であると認識しております。

以上でございます。

○18番(中間建二君) 今、部長のほうから現状でのお考えについて御答弁いただきましたので、ぜひさらなる取り組みの強化を期待をさせていただきたいと思います。

○議長(押本 修君) ここで10分間休憩いたします。

午後 3時49分 休憩

午後 3時58分 開議

○議長(押本 修君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○18番(中間建二君) それでは、最後4点目の納税業務における課題と換価の猶予制度の活用についてお尋ねをいたします。

①の市税滞納者への督促、財産差し押さえ、分割納付等の事務はどのような手順で行われているのかということでお尋ねをいたしました。

それで、当然ことながら、市税の滞納が市としてわかった場合には、督促状の送付から納税を進めていくということになるかと思いますが、督促状の送付から、また最悪の場合は財産の差し押さえ等にもなってしまうわけですが、この事務の流れとか、もしくは期間ですね、どれぐらいのスピードで今この事務が行われているのか確認をさせていただきたいと思います。

○納税課長(中野哲也君) 滞納整理における処理の期間ということでございます。

先ほど、市長答弁にもありましたとおり、地方税法上の規定に基づきまして、納付いただけない方につきましては、市税債権確保の関係から督促状を發布し、電話催告等を行っております。

そういった中で、それでも接触を図れない方等につきましては、電話催告等によって接触を図れるように努力をしているところでございます。日数的には、2カ月から3カ月のあたりで、この部分のところを対応していくような形になるかと考えております。

以上でございます。

○18番(中間建二君) そうすると、現状で、毎年度滞納者は発生している状況かと思いますが、滞納があった場合の督促状を送付するような新規の滞納件数というのは、毎年度どの程度発生をしているのか、またそのような中で累積している滞納件数等について、もしわかれば御説明いただきたいと思います。

○納税課長(中野哲也君) 滞納者の件数ということでございますけれども、今、手元にある資料でお答えしたいと思います。

滞納者の件数といたしましては、平成28年度で3,943人おりました。また、平成29年度につきましては、3,702人ということでございます。

以上でございます。

○18番(中間建二君) それで、今のは累積の件数だと思いますけれども、毎年度どの程度新規の滞納件数というようなものが発生をしているのか、この点についてはおわかりになりますでしょうか。

○納税課長(中野哲也君) 新規発生分ということでございますが——そうですね、具体的な数字というのは、どのぐらいで毎年こう発生しているのかというところが、現在ちょっと手元にある資料で把握できてませんので申しわけございません。

○18番(中間建二君) 毎年度の発生件数については、その年、そのときの経済状況、社会情勢等によっても当然変化をするのだと思いますけれども、それでは、滞納者の中で分割納付に至っている件数というのはどれぐらいあるのか伺いたいと思います。

○納税課長(中野哲也君) 分割納付ということでございますが、分納誓約書の受理件数ということでお答えしたいと思います。

これは、今、手元の資料で28年度の部分、決算状況での数値となりますけれども、平成27年では34件、平成28年度では64件でございました。

以上でございます。

○18番(中間建二君) 滞納件数、滞納者の数に比較しても、なかなかこの分納での納付等の件数も決して多くはないというふうに受けとめました。

その中で、この、市長の先ほどの御答弁では、換価の猶予制度については、申請についても東大和市でも条例改正も行って対応ができる形になっているわけですが、現状、換価の猶予の適用はないということで、結果として今行っている分割納付は、事実上の猶予という位置づけになるろうかと思っておりますけれども、これはどのような考え方でこのような対応になっているのか確認させていただきたいと思っております。

○納税課長(中野哲也君) 換価の猶予の制度でございます。

実績としては、平成28年度4月から申請の制度が制度化されたわけですが、実績としては、今のところゼロ件ということでございますが、換価の猶予につきましては、職権での猶予というものもございまして、それは28年度、29年度、30年度と、1件ずつの適用をさせていただいております。職権の関係での件数でございます。

それで、内容としましては、徴収上の有利ということで、職権で対応させていただいております。

以上でございます。

○18番(中間建二君) 本来的にはですね、この法律に基づく換価の猶予もしくは徴収の猶予という制度もありますけれども、分割納付、誓約書を求めた分割納付を行っていく上では、本来的にはこの換価の猶予制度等を優先的に活用をしていくべきだというふうに考えております。

そういう中で、今年度から、今回の定例会の補正予算の中で、債務負担行為等によりましてBPOを行っていくということになりました。そのことによって、今議会での説明でも、市の職員は公権力の行使という本来業務に専念ができるという中で収納率を上げていきたいというようなこともございましたけれども、この事務の効率化が行えれば、この滞納者への督促状の発送・送付から、また最終的には、納税相談または分割納付等に至っているわけでございますけれども、ここのスピードアップが図られるというふうに受けとめてよいのか、また、そのことによって、この換価の猶予制度については、東大和市においても活用が進んでいくというふうに受けとめてよいかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

○市民部長(村上敏彰君) 換価の猶予の仕組みでございますが、今回の本会議定例会でお認めいただきました納税課の業務改善につきましては、これまで職員が重心を滞納繰越分の圧縮のほうにやや置きながら現年の徴収を図ったというところをですね、現年の徴収につきましては、コールセンター中心ということになります。

それで、職員につきましては、滞納繰越分の圧縮というところに特化をすると、当初はそういった形になります。そうしますと、お話のございました、これまでではですね、なかなか現年の督促催告というスケジュールがですね、定期的な区切られたものとか、何か月置きとかそういう形にはなりませんでしたが、来年度以降は、BPOでコールセンターを置くことによりまして、直ちに文書等発送することによりまして、先ほど課長

のほうから、2カ月から3カ月という期間がございましたが、その期間が短縮されるということになりますと、現年の滞納者が市のほうに相談する機会が大変多くなると、このように想定してございます。

申請による換価の猶予制度につきましては、現年に滞納あるということが前提となりますので、そうした方への対応が今後迅速に図れることができますことから、申請による換価猶予制度は、来年度以降はふえてくるのではないかなどこのように認識してございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） わかりました。今回の補正予算での対応等についても、制度改善につながっていくというふうに受けとめさせていただきます。

そこで、次のところなんですけれども、換価の猶予制度についての情報提供と活用状況については先ほど確認をさせていただきましたが、このスピードアップをして滞納があったときに、直ちに督促状とコールセンター等でアプローチをしていくということで、ここのスピードアップは、当然効率化が図られるわけなんですけれども、やはりこのときに、この換価の猶予制度についての制度の情報提供ですとか、また活用できるということをやはりうまく伝えていただくことが、結果として納税相談につながるんじゃないかなというふうに思うんですね。

それは、前回取り上げたときにも申し上げましたけれども、この換価の猶予制度を使うことで延滞税が大幅に減免をされるということが、納税者にとって、まあ滞納者にとっては大きなメリットになるわけなんですけれども、それで当然滞納する方はそれなりの経済的なさまざまな困窮等の事情があつて滞納になるんだろうとは思いますが、また一方で、早く申請をする、もしくは相談をすることによって、またこの換価の猶予制度を適正に活用することによって、延滞税のほうは放つといたらこれどんどんふえますよと、負担ももっと重くなりますよと。だけど、早くこれ着手することで、動くことで、もしくはこの換価の猶予制度が活用できる可能性があるってことをきちっと納税の実務・業務の中で情報提供をしていくということが、結果としてこれは市民の利益にもつながり、また市のほうも今目指そうとしているこの徴収率の向上にも、結果として私は寄与していくんじゃないかというふうに受けとめてるんです。

ですので、ここで、市のホームページとか、または市民への督促の中で文書を入れているということでもございましたけれども、やはり両方とも見ましたけれども、ちょっとまだ弱いんじゃないかなと、この換価の猶予制度によって延滞税の減免が図れるってここが一番のポイントですので、ここの理解促進ということをやはり考えていただきたいというふうに思っているんですけども、この点についてはいかがでしょうか。

○納税課長（中野哲也君） 換価の猶予制度の周知方法でございます。

こちらにつきましては、以前、制度化されたときに、ホームページだけに掲載していたものを督促状の同封物ということで一緒に入れさせていただくような形をとりました。それで、同封物につきましても、今クレジット納付の案内であったりということで、かなり制限もある中で、今こういう形になっておりますけれども、確かに減免対策ということが推進していきますと、ここの部分、できるだけ早くの滞納原因の把握とか、そういったところでのきめ細かな対応ということも求められてくると思いますので、一度そういった部分については研究をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 納税は国民の義務でありますし、壇上でも申し上げましたように、納税がなければ、市税歳入がなければ安定的な行政運営、市民サービスは当然図れないわけでもございまして、市民部や納税課の

業務は大変に重要な役割を市政運営の中で担っていただいているものと思います。

また一方で、繰り返しになりますけれども、滞納される方は、もちろん中には悪質なものもあるかと思うんですが、やはりさまざまな経済的な事情、家庭生活の経済状況の急変等によってやむなく納税ができないという方もいらっしゃるわけでごさいます、その方々の生活再建ということも市としては考慮しつつ、現状で制度のあるこの換価の猶予制度、また納税猶予制度を適切に活用をしていただきたいと思いますし、またそのためにも、事務の効率化が課題となったものが、今回大きく改善されるということで期待をしておりますので、その中でもこの換価の猶予制度については、特に事務執行の中で注意を十分に払っていただき、徴収率の向上、また市民生活の再建に役立つ取り組みをぜひ継続して行っていただければと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上をもちまして私の一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、中間建二議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 東 口 正 美 君

○議長（押本 修君） 次に、19番、東口正美議員を指名いたします。

[19番 東口正美君 登壇]

○19番（東口正美君） 議席番号19番、公明党の東口正美です。

昨日までの大型台風による被害、本日未明の北海道への大地震と自然災害で多くの犠牲者が出ており、本当に心が痛みます。被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。また、いつどこで何が起きてもおかしくないという中で、災害時の自治体の役割の大きさを改めて感じ、緊張感を持って一般質問に臨ませていただきたいと思います。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、1番目として、地域包括ケアシステムの現状と課題について伺います。

団塊の世代が75歳となる2025年を目指し、地域での支え合いの中で、安心して生活し、医療や介護が必要になっても、切れ目のないサービスを受けながら住みなれた地域で暮らし続けることができる、地域包括ケアシステムの構築が急務となっています。しかしながら、この地域包括ケアシステムが何を目指しているのか、市民の皆様にとってまだまだわかりづらく、将来の介護不安につながっているのではないのでしょうか。

公明党で行った100万人訪問調査アンケートで、将来介護が必要になったとき、一番困ると思うことをお聞きしたところ、一番多かったのは、自分が認知症になったとき、2番目は経済的な負担、次いで3番目は施設不足で入所ができないのではないかという回答でした。また、介護が必要になったとき、どんな介護をどこで利用したいかとの質問では、介護施設に入所したいと答えた方が多くいらっしゃいました。介護が必要になったときに、施設という選択肢が一番に浮かぶ理由としては、子供たちに迷惑をかけたくないとお声もありましたが、それに加えて、地域包括ケアシステムが目指す身近な地域で暮らし続けられることをイメージできないからかもしれません。

一方で、我が国は、世界一高齢化率が高く、さらに寿命を延ばし、人生100年時代と言われる長寿社会を迎えようとしています。高齢者自身が今まで以上に元気で自立した生活をするためには、健康寿命を延伸するため、介護予防の取り組みがますます重要になってきています。ところが、アンケートでお聞きしてみると、

介護予防に取り組んでいるという答えは非常に少ないことがわかりました。また、多くの方が不安を抱えている認知症についても、29年度からスタートした認知症初期集中支援チームについて知っている方もかなり少ないことがわかりました。

介護について、知識や情報はちまたに氾濫して一方で、本当に必要な情報が、結局、身近な家族が介護が必要になって初めて知ったり、考えたりするのが現状なのだと強く感じました。

地域包括ケアシステムの構築のためには、もっと広く多くの世代の方に、地域包括ケアシステムの目指すところを知っていただくことが必要であると考え、今回質問させていただきます。

①として、東大和市の地域包括ケアシステムの市民の理解について伺います。

ア、市民への普及啓発はどのように行っていますか。

イ、市民の理解度をどのように認識していますか。

ウ、市民が理解を深めるための今後の取り組みについて。

エ、市民の理解が深まることで期待できる効果についてお聞かせください。

②として、第6期介護保険事業計画での実績についてお聞きします。

ア、在宅医療・介護連携の推進について。

aとして、医療・介護連携事業として行われた多職種連携研修会の内容について。

bとして、東大和市地域包括ケア推進会議及び専門部会の内容についてお聞かせください。

次に、イとして、生活支援・介護予防サービスの基盤整備について伺います。

a、総合事業の現状と課題について。

b、生活支援コーディネーターの役割と第6期介護保険事業計画での実績について。

ウとして、高齢者の居住安定にかかわる施策の現状と課題について伺います。

a、特別養護老人ホーム は～とふるについて。

b、介護老人保健施設プラチナ・ヴィラ東大和について。

c、プラチナ・ヴィラ東大和で行われている定期巡回・随時対応型訪問介護看護について。

d、小規模多機能型居宅介護施設について。

e、認知症対応型共同生活介護について、それぞれお聞きします。

第6期介護保険事業計画では、地域包括ケアシステムの実現を基本目標とし、特に医療と介護の連携の推進や各種施設の建設など、地域資源の整備を精力的に行っていただいたと評価しています。

その上で、③として、第7期介護保険事業計画の取り組みについて伺います。

ア、現在、市民が利用できる在宅医療・介護はどの程度あるのか。

イ、市内2カ所に設置された在宅医療・介護連携支援センターの役割と現状について。

ウ、ICTを活用した多職種連携の情報共有の現状と課題について。

エ、認知症初期集中支援チームについて。

オ、地域ケア会議について。

カ、市民への普及啓発とアドバンス・ケア・プランニングについてお聞かせください。

次に、大きな2番として、元気ゆうゆう体操の効果測定とさらなる介護予防の推進について伺います。

言うまでもなく、元気ゆうゆう体操は東大和市の介護予防の目玉施策です。しかしながら、さきのアンケートの聞き取りの中では、介護予防に対する意識が高いとは必ずしも言えないことがわかりました。

健康志向であっても、介護が必要とならないための介護予防に取り組むということにつながっていないのかもしれませんが。一方、前回の定例会で荒幡議員が触れたように、介護が必要となってしまう手前のフレイル状態の方が大変にふえている状況があります。

介護予防に関しても、いまいち市民の皆様にご介護予防の重要性について認識してもらう必要があると考えます。そのためにも、ゆうゆう体操など、介護予防の取り組みに対する効果測定が大切だと思い、質問させていただきます。

①として、元気ゆうゆう体操の現状について。

ア、グループ数、人数は。

イ、目的、目標は。

ウ、効果の検証について伺います。

前回、荒幡議員の一般質問で、介護が必要となる前のフレイルチェックについてお聞きしたところ、東大和市では、おたっしや21健診を行っているということでした。

そこで、②として、おたっしや21健診について伺います。

ア、健診の内容と、結果からわかることは。

イ、当市での現在の取り組みについて。

ウ、元気ゆうゆう体操の効果測定に広く取り入れる考えはあるか伺います。

次に、3番として、切れ目のない発達支援について伺います。

これまでも、発達支援については5歳児健診について、また特別支援教育について、何度か一般質問で取り上げ、当市の発達支援について確認し、きめ細やかな対応をしていただいていると承知しているところであります。また、公明会派としては、さらなる支援の充実のため、発達相談支援センターの設置を要望してきました。

今回、再び市民の方から、発達支援に対してさまざまなお声をいただきましたので、改めて質問させていただきます。

①出生時から小学校就学前までに行われている発達支援について。

ア、3歳児健診、5歳児健診で発達支援が必要な場合の対応は。

イ、5歳児健診から就学時健診へのつなぎについて。

ウ、就学時健診から就学後の支援、特に就学支援シート作成の流れとその後の支援の流れについて。

エ、東大和市版発達支援のための個別ファイルの作成についての考えはあるか伺います。

②として、発達支援が必要な保護者の相談体制について、特に保護者同士の交流の場について伺います。

済みません、少し戻ります。

一部、生活支援というところを生活介護と言い間違えたところがあるようですので、訂正をさせていただければと思います。

ここでの質問は以上とし、再質問については自席にて行わせていただきます。

よろしくお願いいたします。

〔19番 東口正美君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、地域包括ケアシステムに関する市民への普及啓発についてであります。地域

包括ケアシステムとは、高齢者が住みなれた地域で生活を継続することができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援などの各種のサービスが包括的に確保されているための体制であります。

市では、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年に向け、地域包括ケアシステムの構築を進めるために、関係機関を集めた地域ケア推進会議を開催し、検討を進めております。

市民の皆様に対しましても、普及啓発の一環として医療機関・介護事業所の所在地情報を記載した事業所・医療機関マップや市民の自主活動の内容・活動場所等をまとめた介護予防ガイドマップなどを配布し、地域包括ケアシステムの理解の促進を図っております。

次に、市民の理解度への認識とその理解を深めるための取り組みについてであります。地域包括ケアシステムの構築のためには、市民の皆様の深い理解が必要であると認識しております。このため、平成29年度におきましては、地域の支え合いについて考える、ともに生きるまちづくりフォーラムや生活圏域ごとのミニフォーラムを開催し、地域包括ケアシステムの理解が深まるよう周知を行っております。

今後の取り組みにつきましては、地域課題を学ぶ学習会やその参加者による協議体の設置を進め、地域住民が主体的に地域課題にかかわる仕組みを構築してまいりたいと考えております。

次に、市民の理解が深まることにより期待できる効果についてであります。地域包括ケアシステムには、多様な主体がかかわることから、市民の皆様が地域包括ケアシステムを理解することにより医療や介護等の専門職だけでなく、地域の一人一人が高齢者を支える意識を持ち、支え合いの地域づくりへ参加することが期待できるものと認識しております。

このことにより、高齢者が住みなれた地域で安心して自分らしく生活するための環境が整い、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの実現に寄与するものと考えております。

次に、第6期介護保険事業計画の実績についてであります。市では、平成27年3月に策定した東大和市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画におきまして、地域包括ケアシステムの実現を基本目標に設定しました。この基本目標の実現に向け、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進、高齢者の居住安定に係る施策との連携を重点プランとしまして、施策や事業を実施してまいりました。

なお、多職種連携研修会の内容などの詳細につきましては、後ほど担当参事より説明をいたします。

次に、第7期介護保険事業計画の取り組みについてであります。市では、平成30年3月に東大和市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画を策定し、地域共生社会につなげる地域包括ケアシステムの推進を基本目標に設定いたしました。

この基本目標の実現に向け、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進のほか、介護予防の推進、高齢者ほっと支援センターの機能強化を重点プランといたしまして、今後もさまざまな取り組みを実施してまいりたいと考えております。

なお、市民が利用できる在宅医療・介護などの詳細につきましては、後ほど担当参事より説明をいたします。

次に、東大和元気ゆうゆう体操のグループ数や参加人数などの状況についてであります。現在、体操普及推進員による体操会場は、市内に17カ所あり、400人程度が参加しているものと認識しております。また、これとは別に、市内の38カ所の介護予防自主グループによるサロン活動のうち、少なくとも10カ所は東大和元気ゆうゆう体操をしており、ここにも200人程度が参加している状況であります。

次に、体操の目的・目標についてであります。東大和元気ゆうゆう体操は、高齢者の介護予防に役立つよ

う東京都健康長寿医療センターの協力のもとに、市が市民の皆様とともに制作したものであります。この体操は、筋肉向上やバランス能力の維持による転倒予防や口腔機能の維持を図り、高齢者の介護予防・健康寿命の延伸を目的につくられたものであります。このような目的でつくられた東大和元気ゆうゆう体操につきましては、できる限り多くの方に取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

次に、体操の効果の検証についてであります。東大和元気ゆうゆう体操の効果の検証につきましては、学術的な研究において体力指標に有意な向上が認められたことが報告されております。市は、まず体操の普及が大切であるとの認識から、各種事業における実演や普及啓発用のDVD教材の制作・販売などを行い、また平成29年12月からは、東大和元気ゆうゆう体操を含めた介護予防活動への参加の動機づけとして、東大和元気ゆうゆうポイント事業を開始するなど、これまで裾野を広げる取り組みを重視してまいりました。

なお、市が主催する体操普及検討会においては、体操の効果検証のために何らかの評価方法を導入することについて議論を始めており、この議論の進捗を見ながら効果検証の方法について研究してまいりたいと考えております。

次に、おたっしや21による健診の内容と結果からわかることについてであります。おたっしや21は、東京都健康長寿医療センターが高齢者の老化に伴うさまざまなふぐあい、すなわち老齡症候群を早期に発見するために開発した介護予防健診であります。21項目の質問で構成されており、そのうち握力測定、片足立ち検査、歩行テストの3項目は、実際に測定して数値を記録するものであります。

このおたっしや21を受診することにより、身体虚弱・転倒・軽度の認知症・尿失禁・低栄養のリスクを判定することができるものであります。

次に、市の取り組みについてであります。おたっしや21は、介護予防リーダー等の協力のもとに、毎年福祉祭に合わせて行われる健康のつどいにおいて、一般市民向けに実施しております。その結果から、参加者の老化の状況と注意点を説明し、老化の防止に役立つ生活上の助言などを行っております。

次に、元気ゆうゆう体操の効果測定としての活用についてであります。おたっしや21は、先ほど説明いたしましたように、老齡症候群を判定する指標として開発されたものであります。また、東京都健康長寿医療センターでは、高齢者の身体能力の経年変化を把握する方法として、握力測定、歩行時間測定などの5種類の体力測定を推奨しております。

このことから、効果測定の方法は多様なものと認識しており、それぞれの特徴を踏まえながら東大和元気ゆうゆう体操の効果測定として有効なものを研究してまいりたいと考えております。

次に、3歳児健康診査及び5歳児健康診査において、発達支援が必要な場合の対応についてであります。健康診査後に発達心理相談や発達健診などを利用していただく中で、お子様の発達を確認し、保護者の方の希望に応じた発達支援を受けられることができるよう集団指導や専門医療機関などの紹介をしております。

次に、5歳児健診から就学時健康診断へのつなぎについてであります。それぞれの健康診査を所管する課の担当者間で定期的に連絡会を持ち、円滑な就学に向け、必要に応じて状況等を共有し連携を図っております。また、5歳児健康診査におきまして、就学相談や特別支援教育に関する相談窓口を必要に応じて保護者に紹介することで、就学時健康診断に円滑につなげられるようにしております。

次に、就学時健康診断から就学後の支援、特に就学支援シート作成の流れとその後の支援の流れについてであります。就学時健康診断において、全ての保護者に就学支援シートを配布し、保護者が支援の必要性の有無を判断した上で、任意でシートを提出していただいております。提出を受けた小学校では、シートの内容等

を踏まえ、子供たちが健やかに育ち自立していけるよう支援内容を計画し実施しております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、市独自の発達支援のための個別ファイルの作成についてであります。障害のある方などが安心して社会生活を送ることができるようにするための支援ツールとしてサポートブックが他の自治体において作成され提供されていることにつきましては承知をしているところであります。

サポートブックは、幼児期、学童期、青年期など、それぞれの期間を通じて、子供の個性や特徴に応じた支援を続けることを目的として個々に作成されるものであります。

市では、今後サポートブックなどツールの作成の検討を含め、発達支援に係る関係部署等で連携協議に努めてまいります。

次に、発達支援が必要な保護者の相談体制や交流の場についてであります。市では、就学前につきましては、保健センターにおいて小さく生まれた子供などの保護者のうち、希望される方に対し、子供の発育や発達について小児科医や理学療法士など、専門職からの相談助言を行い、保護者同士で交流するグループ事業を実施しております。就学期以降につきましては、教育委員会、障害福祉課などの部署において、それぞれ必要な相談に応じておりますが、保護者同士の交流の場は設けられておりません。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 就学时健康診断から就学後の支援、特に就学支援シートを作成の流れとその後の支援の流れについてであります。まず就学支援シートは、就学时健診の際に全ての保護者に配布しております。配布を受けた保護者は、就学後に自身の子供への支援が必要であると判断した場合、支援に関連する家庭での行動等の特徴や対応、就学後の要望等を明確にし、シートに記入いたします。また、幼稚園・保育園も協力し、園での特徴等を記入し、就学予定児童の特徴を多面的に捉えていきます。

就学支援シートの提出を受けた小学校では、シートの情報をもとに、必要に応じて就学前に保護者とも連携した上で、入学後に適切な支援を行うことができるように計画を立てて取り組んでおります。

以上でございます。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） それでは、私からは、まず第6期介護保険事業計画での実績につきまして御説明させていただきます。

初めに、医療介護連携事業として行われた他職種連携研修会の内容についてであります。この研修は、地域の医療介護関係者の連携の推進、多職種間の相互の理解や情報共有を図るため、医師会などの協力により平成26年度を初年度として年に1回から3回程度実施しております。

研修の内容につきましては、医療介護連携や認知症、ICTネットワークなどに関する講演会などを実施しております。

次に、東大和市地域包括ケア推進会議及び専門部会の内容についてであります。市では、平成27年10月に東大和市地域包括ケア推進会議を設置し、地域包括ケアシステムの構築及び推進に関することについて検討しております。

この会議は、東大和市の医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護事業者の連絡会のほか、警察、消防、保健所などの行政機関から選出いただいた23人の委員で構成されております。この会議には、4つの専門部会を設置しており、在宅医療・介護連携、認知症対策、生活支援体制整備、地域ケア会議に関して、各部会におい

て専門的に検討しております。

次に、総合事業の現状と課題についてであります。介護予防日常生活支援総合事業につきましては、平成27年の介護保険法の改正により創設された事業で、市では、平成29年4月から開始いたしました。

介護予防日常生活支援総合事業には、全ての65歳以上の方を対象とした一般介護予防事業のほか、介護の必要度が比較的低いとされる方を対象とした介護予防生活支援サービス事業がございます。介護予防生活支援サービス事業には、従来の予防給付に当たる国基準の訪問型サービスと通所型サービスのほか、市独自基準による緩和型の訪問サービスと通所サービス等がございます。このサービスは、現在市内では延べ50カ所の介護サービス事業所が実施しておりますが、特に訪問型サービスを提供する事業所の介護人材が不足しているということが課題であると考えております。

次に、生活支援コーディネーターの役割と第6期介護保険事業計画での実績についてであります。生活支援コーディネーターにつきましては、地域における高齢者の生活支援介護予防サービスの提供体制の構築に向け、地域の社会資源を把握しコーディネートする業務を行っております。

当市では、市全体を担当する第1層生活支援コーディネーターを1人、それから高齢者ほっと支援センターの圏域を担当する第2層生活支援コーディネーターを各高齢者ほっと支援センターに1人ずつ配置しております。第6期介護保険事業計画での実績につきましては、市内全域及び各圏域の社会資源であるサロン活動等の自主的な市民活動に参加してその把握に努め、各圏域の市民活動などを紹介する東大和市わたしのまちの介護予防マップの編集作業に参加協力いたしました。また、地域住民が中心となる第2層協議体の設置に向け、地域における活動者の主体となる人材の発掘等を行いました。

次に、特別養護老人ホーム は〜とふるについてであります。特別養護老人ホームとは、要介護3以上の方が身体介護や生活支援を受けながら居住する施設であります。は〜とふるは、平成28年10月に東大和市総合福祉センター内の施設として開設したもので、定員は54人です。また、このほか短期入所生活介護、いわゆるショートステイを併設しており、その定員は6人です。

次に、介護老人保健施設プラチナ・ヴィラ東大和についてであります。介護老人保健施設とは、病状が安定期にある要介護高齢者に対し、一定期間、看護、医学的管理における介護、機能訓練などを提供し在宅復帰を支援するための施設であります。プラチナ・ヴィラ東大和は、平成29年4月に、芋窪地区に開設したもので、定員は135人です。

次に、プラチナ・ヴィラ東大和の併設事業であります。定期巡回・随時対応型訪問介護看護についてであります。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護とは、医療的ケアの必要な要介護の方に対し、訪問介護員や看護師が利用者の居宅に定期的に巡回するものですが、あわせて24時間随時対応も行い、訪問介護・訪問看護の両方を提供することで、在宅での療養生活を支援するサービスであります。

次に、小規模多機能型居宅介護施設についてであります。小規模多機能型居宅介護施設とは、在宅の要介護者及び要支援者に対し、施設への通いを中心として、利用者の選択に基づき、短期間の宿泊や自宅への訪問を組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、日常生活上の支援や機能訓練を行う施設であります。この施設は、市内では1カ所整備されております。

次に、認知症対応型共同生活介護であります。認知症対応型共同生活介護とは、在宅の認知症を発症している方がグループホームにおいて介護及び日常生活上の支援や機能訓練を受けるサービスであります。市内で

は3カ所の事業所がこのサービスを実施しております。

なお、これらの施設の運営やサービスの提供においては、全国的な課題であります介護・看護の人材不足が課題であると考えております。

次に、現在、市民が利用できる在宅医療介護の状況についてであります。市内では、在宅医療を実施している医療機関等は、平成30年8月現在、52カ所ございます。内訳といたしましては、病院・診療所が12カ所、歯科医院が13カ所、調剤薬局が27カ所あります。

在宅において介護サービスを提供している介護事業所につきましては、市内に23カ所ございます。内訳といたしましては、訪問介護事業所は15カ所、訪問看護事業所は6カ所、訪問リハビリテーション事業所が2カ所あります。

次に、在宅医療・介護連携支援センターの役割と現状についてであります。東大和市在宅医療・介護連携支援センターは、在宅医療及び在宅介護に関する情報の共有化の促進と医療関係者及び介護サービス事業者等の連携体制の構築を図ることを目的に、平成29年4月に市内に2カ所設置いたしました。

このセンターでは、在宅医療・介護連携の円滑化のために、医療関係者及び介護サービス事業者等に対し、相談支援・情報提供等を実施しております。

次に、ICTを活用した多職種連携の情報共有の現状と課題についてであります。ICTネットワークは、東大和市医師会が導入したもので、現在市内69カ所の医療機関及び介護事業所等が加入しており、各高齢者の支援における在宅医療提供体制の構築や医療介護関係者等への情報共有に活用されております。

課題といたしましては、加入事業者のさらなる拡大や市の区域を超えた広域的な情報連携の構築などが挙げられております。

次に、認知症初期集中支援チームについてであります。認知症初期集中支援チームは、認知症の専門医を中心とした3人で構成される専門職のチームで、認知症が疑われる方、または認知症を発症している方やその御家族への訪問等を行い、問題の把握、家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行うものであります。

市では、平成30年4月から市内に1チームを設置しているものであります。

次に、地域ケア会議についてであります。地域ケア会議は、地域における個別ケースの支援内容について、高齢者ほっと支援センターの職員を中心とした多職種での検討を通じ、地域課題の把握等を目的に、平成18年度から実施している会議であります。

平成29年度につきましては、地区別の地域ケア会議を市内3カ所の高齢者ほっと支援センターごとに各1回実施したほか、地域ケア全体会議を1回実施しております。

次に、市民への普及啓発とアドバンス・ケア・プランニングについてであります。アドバンス・ケア・プランニングとは、将来の意思決定能力の低下に備えて患者本人・家族・医療従事者が、あらかじめ医療やケアの方針について繰り返し話し合うプロセスを意味する言葉であります。

このアドバンス・ケア・プランニングにつきましては、東大和市地域包括ケア推進会議の専門部会である在宅医療介護連携推進部会において平成29年度から検討を進めており、市民の皆様への今後の普及に関する取り組みについても検討しております。

以上であります。

○議長（押本 修君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時50分 延会